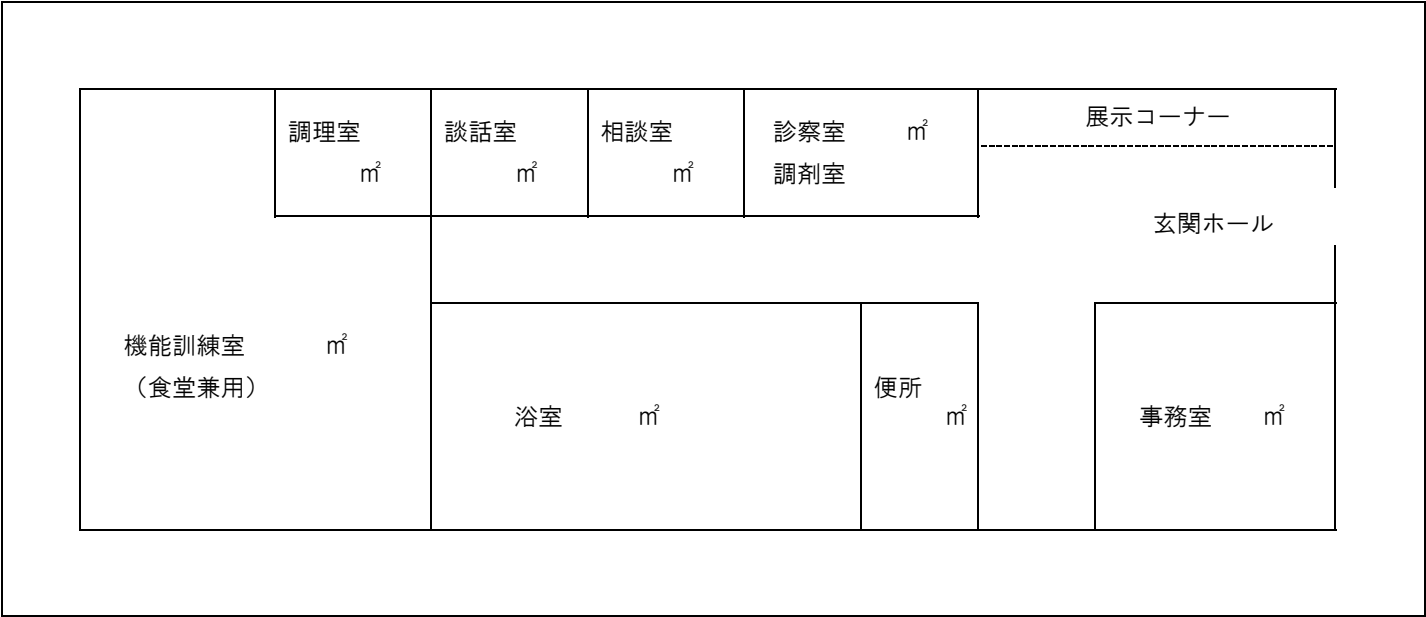


(別紙6)
平面図

事業所・施設の名称		「該当する体制等	—	」
-----------	--	----------	---	---



備考1 届出に係る施設部分の用途や面積が分かるものを提出すること。
2 当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（ 年 月分）
 サービス種類（ ）
 事業所・施設名（ ）
 「人員配置区分一 型」又は「該当する体制等一 」
 [入所（利用）定員（見込）数等 名]

職 種	勤務 形態	氏 名	第1週							第2週							第3週							第4週								4週 の 合計	週平均 の勤務 時間	常勤換 算後の 人数
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
(記載例ー1)			*																															
(記載例ー2)			①	①	③	②	④	①	④																									
			ab	ab	ab	cd	cd	e	e																									
(再掲) 夜勤職員	1日の夜勤の合計時間																																	
	常勤換算後の人数 (16h換算)																																	
<配置状況>																																		
看護職員：介護職員 (：)																																		
看護師：准看護師（日中） (：)																																		
看護師：准看護師（夜間） (：)																																		

備考1 *欄には、当該月の曜日を記入してください。

2 「人員配置区分」又は「該当する体制等」欄には、別紙「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる人員配置区分の類型又は該当する体制加算の内容をそのまま記載してください。

3 届出を行う従業者について、4週間分の勤務すべき時間数を記入してください。勤務時間ごとあるいはサービス提供時間単位ごとに区分して番号を付し、その番号を記入してください。

(記載例1—勤務時間 ①8:30~17:00、②16:30~1:00、③0:30~9:00、④休日)

(記載例2—サービス提供時間 a 9:00~12:00、b 13:00~16:00、c 10:30~13:30、d 14:30~17:30、e 休日)

※複数単位実施の場合、その全てを記入のこと。

4 届出する従業者の職種ごとに下記の勤務形態の区分にまとめて記載し、「週平均の勤務時間」については、職種ごとのAの小計と、B~Dまでを加えた数の小計の行を挿入してください。

勤務形態の区分 A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務

5 常勤換算が必要なものについては、A~Dの「週平均の勤務時間」をすべて足し、常勤の従業者が週に勤務すべき時間数で割って、「常勤換算後の人数」を算出してください。

6 短期入所生活介護及び介護老人福祉施設について、テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準（従来型）を適用する場合においては、「〔再掲〕夜勤職員」欄を記載してください。「1日の夜勤の合計時間」は、夜勤時間帯に属する勤務時間（休憩時間を含む）の合計数を記入してください。また、別紙7-3の「テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準（従来型）に係る届出書」を添付してください。

7 算出にあたっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。

8 当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。

9 各事業所・施設において使用している勤務割表等（変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表等）により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び看護職員と介護職員の配置状況(関係する場合)が確認できる場合はその書類をもって添付書類として差し支えありません。

有資格者等の割合の参考計算書

事業所名 _____
事業所番号 _____
サービス種類 _____

1. 割合を計算する職員

介護福祉士

2. 有資格者等の割合の算定期間

前年度(3月を除く)

実績月数

3. 常勤換算方法による計算

前年度(3月を除く)

				①常勤職員の 一月あたりの 勤務時間		②常勤換算方法の 対象外である 常勤の職員数 (常勤・専従等)		③常勤換算方法の対象 である常勤の職員の 勤務延時間数 (常勤・兼務等)		④非常勤の職員の 勤務延時間数		介護福祉士		介護職員	
令和	年		時間	介護福祉士			人		時間		時間				
	4月			介護職員			人		時間		時間				
	5月			介護福祉士			人		時間		時間				
				介護職員			人		時間		時間				
	6月			介護福祉士			人		時間		時間				
				介護職員			人		時間		時間				
	7月			介護福祉士			人		時間		時間				
				介護職員			人		時間		時間				
	8月			介護福祉士			人		時間		時間				
				介護職員			人		時間		時間				
	9月			介護福祉士			人		時間		時間				
				介護職員			人		時間		時間				
	10月			介護福祉士			人		時間		時間				
				介護職員			人		時間		時間				
	11月			介護福祉士			人		時間		時間				
				介護職員			人		時間		時間				
	12月			介護福祉士			人		時間		時間				
				介護職員			人		時間		時間				
令和	年		時間	介護福祉士			人		時間		時間				
	1月			介護職員			人		時間		時間				
	2月			介護福祉士			人		時間		時間				
				介護職員			人		時間		時間				
合計															
一月あたりの平均値															
介護福祉士 の割合															

	分子	分母
割合を計算する職員	介護福祉士	介護職員
	勤続年数10年以上の介護福祉士	介護サービスを直接提供する職員
	勤続年数7年以上の職員	-
	-	-
	-	-
	-	-

届出日の属する月の前3月

				①常勤職員の 一月あたりの 勤務時間		②常勤換算方法の 対象外である 常勤の職員数 (常勤・専従等)		③常勤換算方法の対象 である常勤の職員の 勤務延時間数 (常勤・兼務等)		④非常勤の職員の 勤務延時間数		介護福祉士		介護職員	
令和	年		時間	介護福祉士			人		時間		時間				
	4月			介護職員			人		時間		時間				
				介護福祉士			人		時間		時間				
	5月			介護職員			人		時間		時間				
				介護福祉士			人		時間		時間				
	6月			介護職員			人		時間		時間				
				介護福祉士			人		時間		時間				
合計															
一月あたりの平均値															
介護福祉士 の割合															

備考

- ・本計算書は、有資格者等の割合が要件となっている加算の届出を行う際に、事業所・施設において使用している勤務割表等を自治体に提出する場合の参考資料としてご活用ください。なお、有資格者等の割合の計算根拠資料が他にある場合は、本計算書の添付は不要です。また、自治体が定める「(別紙7)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を作成して提出する場合も、本計算書の添付は不要です。
- ・本計算書は、黄色網掛けのセルについて記入または選択をしてください。
- ・「1. 割合を計算する職員」は、本計算書で計算する有資格者等の種類を選択してください。
- ・「2. 有資格者等の割合の算定期間」は、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始した、または再開した事業所)については、届出日の属する月の前3月について計算します。それ以外は前年度(3月を除く)の平均を用いて計算しますので、該当の期間を選択し、実績月数を記入してください。
- ・「3. 常勤換算方法による計算」
 - 常勤換算方法とは、非常勤の従業者について「事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業者の員数に換算する方法」であるため、常勤の従業者については常勤換算方法によらず、実人数で計算します。常勤で兼務の従業者については、実態に応じて以下の①・②の実人数または勤務延時間数を記入してください。
 - ①当該事業所または施設において常勤の職員が勤務すべき一月あたりの時間数を記入してください。
 - ②当該事業所または施設における、常勤換算方法の対象外である常勤の職員の人数を記入してください。(常勤・専従の職員、当該事業所または施設で他の職種を業務している常勤の職員等)
 - ③常勤の職員のうち、併設事業所等の他の職種を業務しており、1人と計算するのが適当ではない職員の勤務延時間数を記入してください。
 - ④非常勤の職員の勤務延時間数を記入してください。
- ※「常勤・非常勤」の区分について
 - 常勤とは、当該事業所または施設における勤務時間が、当該事業所または施設において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいいます。雇用の形態は考慮しません。例えば、常勤者は週に40時間勤務することとされた事業所であれば、非正規雇用であっても、週40時間勤務する従業者は常勤扱いとなります。
 - ※従業者が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算にあたり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものを、1(常勤)として取り扱うことが可能です。
- この場合、「②常勤換算方法の対象外である常勤の職員数」の欄に1(人)として記入してください。
- ※新規事業所等で、届出日の属する月の前3月により計算する場合は、該当する月に人数・勤務延時間数等を記入してください。
- ・その他、各加算における規定は各サービスの告示等をご確認ください。

テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準（従来型）に係る届出書

事業所名			
異動等区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了
施設種別	☐ 1 介護老人福祉施設 ☐ 2 地域密着型介護老人福祉施設 ☐ 3 短期入所生活介護		

① 入所（利用）者全員に見守り機器を使用 ② 夜勤職員全員がインカム等のICTを使用 ③ 導入機器 <table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>製造事業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用 途</td> <td></td> </tr> </table> ④ 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担の軽減を図るため、以下のすべての項目について、テクノロジー導入後、少なくとも3か月以上実施 i 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 ii 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮 iii 緊急時の体制整備（近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等） iv 機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む） v 職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施 vi 夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施 ⑤ ④ i の委員会で安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認	名 称		製造事業者		用 途		有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ 有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐
名 称							
製造事業者							
用 途							

備考1 要件を満たすことが分かる議事概要を提出すること。このほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 ④ i の委員会には夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画すること。

定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書（訪問介護事業所）

事業所名			
異動等区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了

(1) 利用者又はその家族等から電話等による連絡があった場合に、24時間対応できる体制にあること。 連絡方法	有 ・ 無 ☐ ・ ☐					
(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を併せて受けている。	有 ・ 無 ☐ ・ ☐					
(3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を受けようとする計画を策定している。	有 ・ 無 ☐ ・ ☐					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">実施予定年月日</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 10%;">日</td> </tr> </table>	実施予定年月日		年	月	日	
実施予定年月日		年	月	日		

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅳ）に係る届出書（訪問介護事業所）

事業所名			
異動等区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了
届出項目	☐ 1 特定事業所加算(Ⅰ)	☐ 2 特定事業所加算(Ⅱ)	
	☐ 3 特定事業所加算(Ⅲ)	☐ 4 特定事業所加算(Ⅳ)	

1. 体制要件（特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅳ）共通） ※特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を取得する場合であって、「3. 重度要介護者等対応要件」②を選択する場合は、(6)～(9)を記載すること。 (1) 個別の訪問介護員等・サービス提供責任者に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。 (2) 訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催している。 (3) サービス提供責任者と訪問介護員等との間の情報伝達及び報告体制を整備している。 (4) 訪問介護員等に対する健康診断の定期的な実施体制を整備している。 (5) 緊急時等における対応方法を利用者に明示している。 (6) 病院等(※)の看護師との連携により24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて指定訪問介護を行うことができる体制を整備していること。 (7) 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。 (8) 看取りに関する対応方針について、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、見直しを行う。 (9) 看取りに関する職員研修を行っている。 ※ 「病院等」は「病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーション」を指す。 2. 人材要件（特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅳ）共通） ※特定事業所加算（Ⅰ）を取得する場合は(1)及び(2)①、（Ⅱ）を取得する場合は、(1)または(2)①、（Ⅲ）又は（Ⅳ）を取得する場合は、(2)②または(3)を記載すること。 (1) 訪問介護員等要件について 下表の①については必ず記載すること。②・③についてはいずれかを記載すること 可。 [☐ 前年度 ☐ 前三月] における一月当たりの実績の平均 ([☐]はいずれかの口を■にする) <table><tr><td></td><td></td><td>常勤換算職員</td><td></td></tr><tr><td>①</td><td>訪問介護員等の総数（常勤換算）</td><td>人</td><td></td></tr><tr><td>②</td><td>①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）</td><td>人</td><td>→ ①に占める②の割合が30%以上</td></tr><tr><td>③</td><td>①のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の総数（常勤換算）</td><td>人</td><td>→ ①に占める③の割合が50%以上</td></tr></table> (2) サービス提供責任者要件について <table><tr><td></td><td></td><td>職員数</td><td>常勤換算職員数</td></tr><tr><td rowspan="2">サービス提供責任者</td><td>常勤</td><td>人</td><td rowspan="2">人</td></tr><tr><td>非常勤</td><td>人</td></tr></table> ↓ ①すべてが3年以上の介護業務の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者である。（なお、指定居宅サービス等第5条2項により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を配置していること。） ②指定居宅サービス等基準第5条第2項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所であって、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同行に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。 (3)勤続年数要件について <table><tr><td></td><td></td><td>常勤換算</td><td></td></tr><tr><td>①</td><td>訪問介護員等の総数（常勤換算）</td><td>人</td><td></td></tr><tr><td>②</td><td>①のうち勤続年数7年以上の者の総数</td><td>人</td><td>→ ①に占める②の割合が30%以上</td></tr></table> 3. 重度要介護者等対応要件（特定事業所加算（Ⅰ）・（Ⅲ）） ※①または②のいずれか満たすものを記載すること。 [☐ 前年度 ☐ 前三月] における ([☐]はいずれかの口を■にする) ① 利用者の総数のうち、要介護4及び要介護5である者、認知症日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMである者並びにたんの吸引等が必要な者が占める割合が20%以上 ② 看取り期の利用者への対応実績が1人以上 <td> 有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ 有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ 有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ </td>			常勤換算職員		①	訪問介護員等の総数（常勤換算）	人		②	①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が30%以上	③	①のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める③の割合が50%以上			職員数	常勤換算職員数	サービス提供責任者	常勤	人	人	非常勤	人			常勤換算		①	訪問介護員等の総数（常勤換算）	人		②	①のうち勤続年数7年以上の者の総数	人	→ ①に占める②の割合が30%以上	有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ 有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ 有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐
		常勤換算職員																																					
①	訪問介護員等の総数（常勤換算）	人																																					
②	①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が30%以上																																				
③	①のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める③の割合が50%以上																																				
		職員数	常勤換算職員数																																				
サービス提供責任者	常勤	人	人																																				
	非常勤	人																																					
		常勤換算																																					
①	訪問介護員等の総数（常勤換算）	人																																					
②	①のうち勤続年数7年以上の者の総数	人	→ ①に占める②の割合が30%以上																																				

備考1 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

備考2 平成25年4月以降は、「介護職員基礎研修課程修了者」とあるのは「旧介護職員基礎研修課程修了者」と、「1級課程修了者」とあるのは「旧1級課程修了者」と読み替える。

備考3 「たんの吸引等が必要な者」は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、たんの吸引等の業務を行うための登録を受けている事業所に限り該当するものである。

特定事業所加算（V）に係る届出書（訪問介護事業所）

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了

○体制要件 (1) 個別の訪問介護員等・サービス提供責任者に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。 (2) 訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催している。 (3) サービス提供責任者と訪問介護員等との間の情報伝達及び報告体制を整備している。 (4) 訪問介護員等に対する健康診断の定期的な実施体制を整備している。 (5) 緊急時等における対応方法を利用者に明示している。 (6) 通常の事業の実施地域内であって中山間地域等に居住する利用者（※）に対して、継続的にサービスを提供している。 [☐ 前年度 ☐ 前三月] における ([])はいずれかの□を■にする) (中山間地域等に居住する利用者へのサービス提供状況) <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>前年度又は前三月の中山間地域等に居住する者へのサービス提供人数（実人数）</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①における前年度または前三月の平均人数</td> <td>人</td> </tr> </table> → 平均1人以上 (7) 利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり、随時、介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っている。	①	前年度又は前三月の中山間地域等に居住する者へのサービス提供人数（実人数）	人	②	①における前年度または前三月の平均人数	人	有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐
①	前年度又は前三月の中山間地域等に居住する者へのサービス提供人数（実人数）	人					
②	①における前年度または前三月の平均人数	人					

※ 事業所の通常の事業の実施地域の範囲内であって、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成二十一年厚生労働省告示第八十三号）第二号に規定する地域に居住している利用者かつ当該利用者の居宅の所在地と最寄りの訪問介護事業所との間の距離が7キロメートルを超える場合に限る。

備考 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

重度要介護者等対応要件の割合に関する計算書（特定事業所加算（Ⅰ）・（Ⅲ））

事業所名 _____
事業所番号 _____

1. 要介護4または要介護5である者、認知症高齢者の日常生活自立度（Ⅲ、Ⅳ、M）である者、たんの吸引等を必要とする者等の割合の算出基準
☐ 利用実人員数 ☐ 訪問回数
2. 算定期間
☐ ア. 前年度（3月を除く）の実績の平均
☐ イ. 届出日の属する月の前3月

ア. 前年度（3月を除く）の実績の平均

	①利用者／訪問回数の総数 （要支援者は含めない）	②要介護4または要介護5の 利用者数／訪問回数	③認知症高齢者の日常生活自 立度Ⅲ、ⅣまたはMに該当す る 利用者数／訪問回数	④喀痰吸引等を必要とする 利用者数／訪問回数
4 月	人/回	人/回	人/回	人/回
5 月	人/回	人/回	人/回	人/回
6 月	人/回	人/回	人/回	人/回
7 月	人/回	人/回	人/回	人/回
8 月	人/回	人/回	人/回	人/回
9 月	人/回	人/回	人/回	人/回
10 月	人/回	人/回	人/回	人/回
11 月	人/回	人/回	人/回	人/回
12 月	人/回	人/回	人/回	人/回
1 月	人/回	人/回	人/回	人/回
2 月	人/回	人/回	人/回	人/回
合計	人/回	人/回	人/回	人/回

⑤重度要介護者等 数/訪問回数 （②+③+④）	人/回
⑥割合 （⑤÷①）	%

イ. 届出日の属する月の前3月

	①利用者／訪問回数の総数 （要支援者は含めない）	②要介護4または要介護5の 利用者数／訪問回数	③認知症高齢者の日常生活自 立度Ⅲ、ⅣまたはMに該当す る 利用者数／訪問回数	④喀痰吸引等を必要とする 利用者数／訪問回数
月	人/回	人/回	人/回	人/回
月	人/回	人/回	人/回	人/回
月	人/回	人/回	人/回	人/回
合計	人/回	人/回	人/回	人/回

⑤重度要介護者等 数/訪問回数 （②+③+④）	人/回
⑥割合 （⑤÷①）	%

備考

- ・本資料は特定事業所加算（Ⅰ）・（Ⅲ）に係る届出書を補完する資料としてご使用ください。
- ・「1. 要介護4または要介護5である者、認知症高齢者の日常生活自立度（Ⅲ、Ⅳ、M）である者、たんの吸引等を必要とする者等の割合の算出基準」で、「利用実人員数」または「訪問回数」のいずれかを選択してください。
- ・「2. 算定期間」でアまたはイの算定期間を選択してください。
- ・前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所）については、前年度の実績（ア）による届出はできません。
- ・具体的な計算方法については、「平成24年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1)（平成24年3月16日）」問15をご参照ください。

訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書

事業所名

事業所番号

1. 判定期間（※）

令和 年度 ☐ 前期 ☐ 後期

（※）なお、令和6年度については、前期の判定期間を4月1日から9月30日、減算適用期間を11月1日から3月31日までとし、後期の判定期間を10月1日から2月末日、減算適用期間を令和7年度の4月1日から9月30日までとするため、以下の「2. 判定結果」ア、イについては、適宜判定期間を修正の上、ご使用ください。

2. 判定結果

☐ 非該当 ☐ 該当

ア. 前期

	①判定期間に指定訪問介護を提供した利用者の総数 (要支援者は含めない)	②①の内同一建物減算の適用を受けている利用者数（※1）
3 月	人	人
4 月	人	人
5 月	人	人
6 月	人	人
7 月	人	人
8 月	人	人
合計	人	人

③割合
(②÷①)

%

④90%以上である場合の理由(※2より該当する番号を記入)

イ. 後期

	①判定期間に指定訪問介護を提供した利用者の総数 (要支援者は含めない)	②①の内同一建物減算の適用を受けている利用者数（※1）
9 月	人	人
10 月	人	人
11 月	人	人
12 月	人	人
1 月	人	人
2 月	人	人
合計	人	人

③割合
(②÷①)

%

④90%以上である場合の理由(※2より該当する番号を記入)

（※１）同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く）に居住する者及び同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者へ提供する場合を除く

（※２）「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）」（以下、「留意事項通知」という。）第2の2(16)⑥二等に規定する以下のa～cのいずれか、若しくは、d「いずれにも該当しない」から当てはまるものを選択すること。

なお、a～cに該当する場合は、それぞれ要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

a：特別地域訪問介護加算を受けている事業所である場合

b：判定期間の一月当たりの延べ訪問回数が二百回以下であるなど事業所が小規模である場合

c：その他正当な理由と都道府県知事が認めた場合

備考

・本資料は同一建物減算に係る算定手続きを補完する資料としてご使用ください。

・「1. 判定期間」については、該当する期間を選択してください。

・「2. 判定結果」については、アまたはイの算定結果を元を選択してください。

・具体的な計算方法については、留意事項通知第2の2(16)⑥ロをご参照ください。

・指定相当訪問型サービス事業所が本様式を利用する場合には、「①判定期間に指定訪問介護を提供した利用者の総数（要支援者は含めない）」を「①判定期間に指定相当訪問型サービスを提供した利用者の総数」に読み替えてください。なお、この場合の利用者には、一体的に提供している指定訪問介護の利用者は含みません。

1 事業所名																																	
2 異動区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了																														
3 施設種別	☐ 1 訪問介護事業所 ☐ 2 (介護予防) 訪問看護事業所 (訪問看護ステーション) ☐ 3 (介護予防) 訪問リハビリテーション事業所 ☐ 4 (介護予防) 短期入所生活介護事業所 ☐ 5 (介護予防) 短期入所療養介護事業所 ☐ 6 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ☐ 7 訪問型サービス事業所																																
4 歯科医療機関との連携の状況	1. 連携歯科医療機関 <table border="1"> <tr><td>歯科医療機関名</td><td></td></tr> <tr><td>所在地</td><td></td></tr> <tr><td>歯科医師名</td><td></td></tr> <tr><td>歯科訪問診療料の算定の実績</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>連絡先電話番号</td><td></td></tr> </table> 2. 連携歯科医療機関 <table border="1"> <tr><td>歯科医療機関名</td><td></td></tr> <tr><td>所在地</td><td></td></tr> <tr><td>歯科医師名</td><td></td></tr> <tr><td>歯科訪問診療料の算定の実績</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>連絡先電話番号</td><td></td></tr> </table> 3. 連携歯科医療機関 <table border="1"> <tr><td>歯科医療機関名</td><td></td></tr> <tr><td>所在地</td><td></td></tr> <tr><td>歯科医師名</td><td></td></tr> <tr><td>歯科訪問診療料の算定の実績</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>連絡先電話番号</td><td></td></tr> </table>			歯科医療機関名		所在地		歯科医師名		歯科訪問診療料の算定の実績	年 月 日	連絡先電話番号		歯科医療機関名		所在地		歯科医師名		歯科訪問診療料の算定の実績	年 月 日	連絡先電話番号		歯科医療機関名		所在地		歯科医師名		歯科訪問診療料の算定の実績	年 月 日	連絡先電話番号	
歯科医療機関名																																	
所在地																																	
歯科医師名																																	
歯科訪問診療料の算定の実績	年 月 日																																
連絡先電話番号																																	
歯科医療機関名																																	
所在地																																	
歯科医師名																																	
歯科訪問診療料の算定の実績	年 月 日																																
連絡先電話番号																																	
歯科医療機関名																																	
所在地																																	
歯科医師名																																	
歯科訪問診療料の算定の実績	年 月 日																																
連絡先電話番号																																	

注1 「連携歯科医療機関」とは、利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に対して、口腔の健康状態の評価の方法や在宅歯科医療の提供等について相談できる体制を確保している歯科医療機関である。

注2 「連携歯科医療機関」は1つ以上の記載が必要である。なお、記入欄が不足している場合には、「歯科医療機関との連携の状況」のみを追加記載した様式を別途添付しても差し支えない。

注3 「歯科訪問診療料の算定の実績」とは、歯科診療報酬点数表の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績であり、直近の算定日を記載すること。

※ 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出してください。

認知症専門ケア加算に係る届出書
(訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

事業所名		
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了	
施設種別	☐ 1 訪問介護	☐ 2 (介護予防)訪問入浴介護
	☐ 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	☐ 4 夜間対応型訪問介護
届出項目	☐ 1 認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	☐ 2 認知症専門ケア加算 (Ⅱ)

	有 ・ 無																		
1. 認知症専門ケア加算（Ⅰ）に係る届出内容																			
(1) 利用者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の割合が50%以上である	☐ ・ ☐																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">① 利用者の総数 注</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>② 日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>③ ②÷①×100</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </table> 注 届出日の属する月の前3月間のうち、いずれかの月の利用実人員数又は利用延人員数で算定。	① 利用者の総数 注	人	② 日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数	人	③ ②÷①×100	%													
① 利用者の総数 注	人																		
② 日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数	人																		
③ ②÷①×100	%																		
(2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数に応じて必要数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している	☐ ・ ☐																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">認知症介護に係る専門的な研修を修了している者の数</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">人</td> </tr> </table> 【参考】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数</td> <td style="width: 30%;">研修修了者の必要数</td> </tr> <tr> <td>20人未満</td> <td>1 以上</td> </tr> <tr> <td>20以上30未満</td> <td>2 以上</td> </tr> <tr> <td>30以上40未満</td> <td>3 以上</td> </tr> <tr> <td>40以上50未満</td> <td>4 以上</td> </tr> <tr> <td>50以上60未満</td> <td>5 以上</td> </tr> <tr> <td>60以上70未満</td> <td>6 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">～</td> <td style="text-align: center;">～</td> </tr> </table>	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者の数	人	日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数	研修修了者の必要数	20人未満	1 以上	20以上30未満	2 以上	30以上40未満	3 以上	40以上50未満	4 以上	50以上60未満	5 以上	60以上70未満	6 以上	～	～	
認知症介護に係る専門的な研修を修了している者の数	人																		
日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数	研修修了者の必要数																		
20人未満	1 以上																		
20以上30未満	2 以上																		
30以上40未満	3 以上																		
40以上50未満	4 以上																		
50以上60未満	5 以上																		
60以上70未満	6 以上																		
～	～																		
(3) 従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している	☐ ・ ☐																		
2. 認知症専門ケア加算（Ⅱ）に係る届出内容																			
(1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の(2)・(3)の基準のいずれにも該当している ※認知症専門ケア加算（Ⅰ）に係る届出内容(2)～(3)も記入すること。	☐ ・ ☐																		
(2) 利用者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の割合が20%以上である																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">① 利用者の総数 注</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>② 日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数 注</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>③ ②÷①×100</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </table> 注 届出日の属する月の前3月間のうち、いずれかの月の利用実人員数又は利用延人員数で算定。	① 利用者の総数 注	人	② 日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数 注	人	③ ②÷①×100	%													
① 利用者の総数 注	人																		
② 日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数 注	人																		
③ ②÷①×100	%																		
(3) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施している	☐ ・ ☐																		
(4) 事業所において介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している	☐ ・ ☐																		

備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、認知症介護実践リーダー研修及び認知症看護に係る適切な研修を、「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、認知症介護指導者養成研修及び認知症看護に係る適切な研修を指す。

※認知症看護に係る適切な研修 ①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」

（認定証が発行されている者に限る）

備考3 認知症専門ケア加算（Ⅱ）の算定にあつては、認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者、又は認知症看護に係る適切な研修を修了した者を1名配置する場合、「認知症介護に係る専門的な研修」及び「認知症介護の指導に係る専門的な研修」の修了者をそれぞれ1名配置したことになる。

(介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護
(介護予防) 特定施設入居者生活介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

事業所名		
異動等区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更 ☐ 3 終了
施設種別	☐ 1 (介護予防) 短期入所生活介護 ☐ 2 (介護予防) 短期入所療養介護 ☐ 3 (介護予防) 特定施設入居者生活介護 ☐ 4 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ☐ 5 地域密着型特定施設入居者生活介護 ☐ 6 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ☐ 7 介護老人福祉施設 ☐ 8 介護老人保健施設 ☐ 9 介護医療院	
届出項目	☐ 1 認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	☐ 2 認知症専門ケア加算 (Ⅱ)

	有 ・ 無																		
1. 認知症専門ケア加算（Ⅰ）に係る届出内容																			
(1) 利用者又は入所者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の割合が50%以上である	☐ ・ ☐																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">① 利用者又は入所者の総数 注</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>② 日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数 注</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>③ ②÷①×100</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> </table> 注 届出日の属する月の前3月の各月末時点の利用者又は入所者の数（訪問サービスでは前3月間の利用実人員数又は利用延べ人数）の平均で算定。	① 利用者又は入所者の総数 注	人	② 日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数 注	人	③ ②÷①×100	%													
① 利用者又は入所者の総数 注	人																		
② 日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数 注	人																		
③ ②÷①×100	%																		
(2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数に応じて必要数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している	☐ ・ ☐																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">認知症介護に係る専門的な研修を修了している者の数</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">人</td> </tr> </table> 【参考】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数</th> <th style="width: 50%;">研修修了者の必要数</th> </tr> <tr><td style="text-align: center;">20人未満</td><td style="text-align: center;">1 以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">20以上30未満</td><td style="text-align: center;">2 以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">30以上40未満</td><td style="text-align: center;">3 以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">40以上50未満</td><td style="text-align: center;">4 以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">50以上60未満</td><td style="text-align: center;">5 以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">60以上70未満</td><td style="text-align: center;">6 以上</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">～</td><td style="text-align: center;">～</td></tr> </table>	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者の数	人	日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数	研修修了者の必要数	20人未満	1 以上	20以上30未満	2 以上	30以上40未満	3 以上	40以上50未満	4 以上	50以上60未満	5 以上	60以上70未満	6 以上	～	～	
認知症介護に係る専門的な研修を修了している者の数	人																		
日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数	研修修了者の必要数																		
20人未満	1 以上																		
20以上30未満	2 以上																		
30以上40未満	3 以上																		
40以上50未満	4 以上																		
50以上60未満	5 以上																		
60以上70未満	6 以上																		
～	～																		
(3) 従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している	☐ ・ ☐																		
2. 認知症専門ケア加算（Ⅱ）に係る届出内容																			
(1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の基準のいずれにも該当している ※認知症専門ケア加算（Ⅰ）に係る届出内容(1)～(3)も記入すること。	☐ ・ ☐																		
(2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施している	☐ ・ ☐																		
(3) 事業所又は施設において介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している	☐ ・ ☐																		

※認知症看護に係る適切な研修

- ①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
- ②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
- ③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」(認定証が発行されている者に限る)

備考3 認知症専門ケア加算（Ⅱ）の算定にあつては、認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者、又は認知症看護に係る適切な研修を修了した者を1名配置する場合、「認知症介護に係る専門的な研修」及び「認知症介護の指導に係る専門的な研修」の修了者をそれぞれ1名配置したことになる。

(別紙13)

看取り連携体制加算に係る届出書
(訪問入浴介護事業所、短期入所生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所)

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
事業所等の区分	☐ 1 訪問入浴介護事業所 ☐ 2 短期入所生活介護事業所 ☐ 3 小規模多機能型居宅介護事業所

看取り連携体制加算に係る届出内容		有 ・ 無
訪問入浴 介護	① 訪問看護ステーション等との連携により、利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて当該訪問看護ステーション等により訪問看護等が提供されるよう訪問入浴介護を行う日時を当該訪問看護ステーション等と調整している。	☐ ・ ☐
	② 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ている。	☐ ・ ☐
	③ 看取りに関する職員研修を行っている。	☐ ・ ☐
	④ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行っている。	☐ ・ ☐
短期入所 生活介護	① 看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）イ若しくはロを算定している。	☐ ・ ☐
	② 看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）イ若しくはロを算定している。かつ、短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所、訪問看護ステーション若しくは本体施設の看護職員との連携により24時間連絡できる体制を確保している。	☐ ・ ☐
	③ 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族等に当該方針の内容を説明し、同意を得ている。	☐ ・ ☐
	④ ケアカンファレンスや対応の実践を振り返る等により、看取り期における対応方針の内容その他看取り期におけるサービス体制について、適宜見直しを行っている。	☐ ・ ☐
	⑤ 短期入所生活介護事業所において看取りを行う際には、個室又は静養室を利用するなど、プライバシーの確保及び家族へ配慮をすることについて十分留意している。	☐ ・ ☐
	⑥ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行っている。	☐ ・ ☐
小規模多 機能型居 宅介護	① 看護職員配置加算（Ⅰ）を算定している。	☐ ・ ☐
	② 看護師により24時間連絡できる体制を確保している。	☐ ・ ☐
	③ 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族等に当該方針の内容を説明し、同意を得ている。	☐ ・ ☐
	④ ケアカンファレンスや対応の実践を振り返る等により、看取り期における対応方針の内容その他看取り期におけるサービス体制について、適宜見直しを行っている。	☐ ・ ☐
	⑤ 宿泊室等において看取りを行う場合に、プライバシーの確保及び家族へ配慮をすることについて十分留意している。	☐ ・ ☐
	⑥ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行っている。	☐ ・ ☐

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

サービス提供体制強化加算に関する届出書
 ((介護予防)訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

1 事業所名		
2 異動区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了	
3 施設種別	☐ 1 (介護予防)訪問入浴介護 ☐ 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ☐ 3 夜間対応型訪問介護	
4 届出項目	☐ 1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ☐ 2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ☐ 3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	
5 研修等に関する状況	① 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定していること。 ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。 ③ 健康診断等を定期的実施すること。	有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐

6 介護職員等の状況

(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が60%以上		有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐
	① 介護職員の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人	
	又は		
	①に占める③の割合が25%以上		
	③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数(常勤換算)	人	☐ ・ ☐

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が40%以上		有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐
	① 介護職員の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人	
	又は		
	①に占める③の割合が60%以上		
	③ ①のうち介護福祉士、実務者研修修了者等の総数(常勤換算)	人	☐ ・ ☐

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

※介護福祉士等の状況、常勤職員の状況、勤続年数の状況のうち、いずれか1つを満たすこと。

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が30%以上		有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐
	① 介護職員の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人	
	又は		
	①に占める③の割合が50%以上		
	③ ①のうち介護福祉士、実務者研修修了者等の総数(常勤換算)	人	☐ ・ ☐
常勤職員の状況 (定期巡回のみ)	①に占める②の割合が60%以上		有 ・ 無 ☐ ・ ☐
	① 従業員の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち常勤の者の総数(常勤換算)	人	
勤続年数の状況	①に占める②の割合が30%以上		有 ・ 無 ☐ ・ ☐
	① 従業員の総数(常勤換算)	人	
	② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数(常勤換算)	人	

備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 「実務者研修修了者等」には「旧介護職員基礎研修課程修了者」を含む。

備考3 従業者とは、訪問入浴介護における訪問入浴介護従業者、定期巡回・随時対応型訪問介護看護における定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者、夜間対応型訪問介護における夜間対応型訪問介護従業者をいう。

サービス提供体制強化加算に関する届出書
(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、療養通所介護)

1 事業所名		
2 異動区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了	
3 施設種別	☐ 1 (介護予防)訪問看護 ☐ 2 (介護予防)訪問リハビリテーション ☐ 3 療養通所介護	
4 届出項目	(訪問看護、訪問リハビリテーション) ☐ 1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ☐ 2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (療養通所介護) ☐ 3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ☐ 4 サービス提供体制強化加算(Ⅳ) ☐	
5 研修等に関する状況 (訪問看護のみ)	① 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定していること。 ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 ③ 健康診断等を定期的に実施すること。	有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐

6 勤続年数の状況

(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

勤続年数の状況	訪問看護	①に占める②の割合が30%以上		有 ・ 無 ☐ ・ ☐
		① 看護師等の総数(常勤換算)	人	
		② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数(常勤換算)	人	☐ ・ ☐
	訪問リハ	①に占める②の者が1名以上		有 ・ 無 ☐ ・ ☐
		① サービスを直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の総数	人	
	② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数	人	☐ ・ ☐	
療養通所介護	①に占める②の割合が30%以上		有 ・ 無 ☐ ・ ☐	
	① サービスを直接提供する職員の総数(常勤換算)	人		
	② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数(常勤換算)	人	☐ ・ ☐	

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

勤続年数の状況	訪問看護	①に占める②の割合が30%以上		有 ・ 無 ☐ ・ ☐
		① 看護師等の総数(常勤換算)	人	
		② ①のうち勤続年数3年以上の者の総数(常勤換算)	人	☐ ・ ☐
	訪問リハ	①に占める②の者が1名以上		有 ・ 無 ☐ ・ ☐
		① サービスを直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の総数	人	
	② ①のうち勤続年数3年以上の者の総数	人	☐ ・ ☐	
療養通所介護	①に占める②の割合が30%以上		有 ・ 無 ☐ ・ ☐	
	① サービスを直接提供する職員の総数(常勤換算)	人		
	② ①のうち勤続年数3年以上の者の総数(常勤換算)	人	☐ ・ ☐	

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

サービス提供体制強化加算に関する届出書
 通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、
 地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護

1 事業所名	
2 異動区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
3 施設種別	☐ 1 通所介護 ☐ 2 （介護予防）通所リハビリテーション ☐ 3 地域密着型通所介護 ☐ 3 （介護予防）認知症対応型通所介護
4 届出項目	☐ 1 サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ☐ 2 サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ☐ 3 サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

5 介護職員等の状況

(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が70%以上		有 ・ 無
	① 介護職員の総数（常勤換算）	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	□ ・ □
	又は		
	①に占める③の割合が25%以上		
③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数（常勤換算）	人	□ ・ □	

(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が50%以上		有 ・ 無
	① 介護職員の総数（常勤換算）	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	□ ・ □

(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） ※介護福祉士等の状況、勤続年数の状況のうち、いずれか1つを満たすこと。

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が40%以上		有 ・ 無
	① 介護職員の総数（常勤換算）	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	□ ・ □
勤続年数の状況	①に占める②の割合が30%以上		有 ・ 無
	① サービスを直接提供する者の総数（常勤換算）	人	
	② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数（常勤換算）	人	□ ・ □

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

(別紙14-4)

令和 年 月 日

サービス提供体制強化加算に関する届出書
(介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護、介護老人福祉施設、
地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

1 事業所名	
2 異動区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
3 施設種別	☐ 1 (介護予防) 短期入所生活介護 (☐ ア 単独型 ☐ イ 併設型 ☐ ウ 空床利用型) ☐ 2 (介護予防) 短期入所療養介護 ☐ 3 介護老人福祉施設 ☐ 4 地域密着型介護老人福祉施設 ☐ 5 介護老人保健施設 ☐ 7 介護医療院
4 届出項目	☐ 1 サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) ☐ 2 サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) ☐ 3 サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

5 介護職員等の状況

(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が80%以上 <table><tr><td>① 介護職員の総数 (常勤換算)</td><td>人</td></tr><tr><td>② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)</td><td>人</td></tr></table> 又は ①に占める③の割合が35%以上 <table><tr><td>③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数 (常勤換算)</td><td>人</td></tr></table>	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐
① 介護職員の総数 (常勤換算)	人							
② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人							
③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数 (常勤換算)	人							
サービスの質の向上に資する取組の状況	※ (地域密着型) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院は記載							

(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が60%以上 <table><tr><td>① 介護職員の総数 (常勤換算)</td><td>人</td></tr><tr><td>② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)</td><td>人</td></tr></table>	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	有 ・ 無 ☐ ・ ☐
① 介護職員の総数 (常勤換算)	人					
② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人					

(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

※介護福祉士等の状況、常勤職員の状況、勤続年数の状況のうち、いずれか1つを満たすこと。

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が50%以上 <table><tr><td>① 介護職員の総数 (常勤換算)</td><td>人</td></tr><tr><td>② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)</td><td>人</td></tr></table>	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	有 ・ 無 ☐ ・ ☐
① 介護職員の総数 (常勤換算)	人					
② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人					
常勤職員の状況	①に占める②の割合が75%以上 <table><tr><td>① 看護・介護職員の総数 (常勤換算)</td><td>人</td></tr><tr><td>② ①のうち常勤の者の総数 (常勤換算)</td><td>人</td></tr></table>	① 看護・介護職員の総数 (常勤換算)	人	② ①のうち常勤の者の総数 (常勤換算)	人	有 ・ 無 ☐ ・ ☐
① 看護・介護職員の総数 (常勤換算)	人					
② ①のうち常勤の者の総数 (常勤換算)	人					
勤続年数の状況	①に占める②の割合が30%以上 <table><tr><td>① サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)</td><td>人</td></tr><tr><td>② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数 (常勤換算)</td><td>人</td></tr></table>	① サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)	人	② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数 (常勤換算)	人	有 ・ 無 ☐ ・ ☐
① サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)	人					
② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数 (常勤換算)	人					

備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設と（介護予防）短期入所生活介護において、別の加算を取得する場合は、別に本届出書を提出すること。空床利用型の（介護予防）短期入所生活介護について届け出る場合は、本体施設である介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設における状況を記載すること。

サービス提供体制強化加算に関する届出書
 ((介護予防) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護)

1 事業所名			
2 異動区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了
3 施設種別	☐ 1 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ☐ 2 看護小規模多機能型居宅介護		
4 届出項目	☐ 1 サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) ☐ 2 サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) ☐ 3 サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)		
5 研修等に関する状況	① 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。 ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。		有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐

6 介護職員等の状況

(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が70%以上		有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐	
	①	従業者（看護師又は准看護師である者を除く（※））の総数（常勤換算）		人
	②	①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）		人
	※看護小規模多機能型居宅介護にあつては、「保健師、看護師又は准看護師である者を除く。」と読み替えるものとする。			
	又は			
	①に占める③の割合が25%以上			
	③	①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数（常勤換算）	人	☐ ・ ☐

(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が50%以上		有 ・ 無 ☐ ・ ☐	
	①	従業者（看護師又は准看護師である者を除く（※））の総数（常勤換算）		人
	②	①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）		人
	※看護小規模多機能型居宅介護にあつては、「保健師、看護師又は准看護師である者を除く。」と読み替えるものとする。			

(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

※介護福祉士等の状況、常勤職員の状況、勤続年数の状況のうち、いずれか1つを満たすこと。

介護福祉士等の状況	①に占める②の割合が40%以上		有 ・ 無 ☐ ・ ☐	
	①	従業者（看護師又は准看護師である者を除く（※））の総数（常勤換算）		人
	②	①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）		人
	※看護小規模多機能型居宅介護にあつては、「保健師、看護師又は准看護師である者を除く。」と読み替えるものとする。			
常勤職員の状況	①に占める②の割合が60%以上		有 ・ 無 ☐ ・ ☐	
	①	従業者の総数（常勤換算）		人
	②	①のうち常勤の者の総数（常勤換算）		人
勤続年数の状況	①に占める②の割合が30%以上		有 ・ 無 ☐ ・ ☐	
	①	従業者の総数（常勤換算）		人
	②	①のうち勤続年数7年以上の者の総数（常勤換算）		人

備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあつた場合には、速やかに提出すること。

備考2 従業者とは、小規模多機能型居宅介護における小規模多機能型居宅介護従業者、看護小規模多機能型居宅介護における看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。

サービス提供体制強化加算に関する届出書

(介護予防) 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

1 事業所名	
2 異動区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
3 施設種別	☐ 1 (介護予防) 特定施設入居者生活介護 ☐ 2 地域密着型特定施設入居者生活介護 ☐ 3 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
4 届出項目	☐ 1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ☐ 2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ☐ 3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

5 介護職員等の状況

(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が70%以上	有 ・ 無
	① 介護職員の総数(常勤換算)	人
	② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人
	又は ①に占める③の割合が25%以上	
	③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数(常勤換算)	人
サービスの質の 向上に資する 取組の状況	※(介護予防) 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護は記載	

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が60%以上	有 ・ 無
	① 介護職員の総数(常勤換算)	人
	② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

※介護福祉士等の状況、常勤職員の状況、勤続年数の状況のうち、いずれか1つを満たすこと。

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が50%以上	有 ・ 無
	① 介護職員の総数(常勤換算)	人
	② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人
常勤職員の 状況	①に占める②の割合が75%以上	有 ・ 無
	① 看護・介護職員の総数(常勤換算)	人
	② ①のうち常勤の者の総数(常勤換算)	人
勤続年数の状況	①に占める②の割合が30%以上	有 ・ 無
	① サービスを直接提供する者の総数(常勤換算)	人
	② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数(常勤換算)	人

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

サービス提供体制強化加算に関する届出書
(通所型サービス)

1 事業所名	
2 異動区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
3 届出項目	☐ 1 サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) ☐ 2 サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) ☐ 3 サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

5 介護職員等の状況

(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が70%以上		有 ・ 無
	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	□ ・ □
	又は		
	①に占める③の割合が25%以上		
③ ①のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の 総数 (常勤換算)	人	□ ・ □	

(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が50%以上		有 ・ 無
	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	□ ・ □

(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) ※介護福祉士等の状況、勤続年数の状況のうち、いずれか1つを満たすこと。

介護福祉士等の 状況	①に占める②の割合が40%以上		有 ・ 無
	① 介護職員の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち介護福祉士の総数 (常勤換算)	人	□ ・ □
勤続年数の状況	①に占める②の割合が30%以上		有 ・ 無
	① サービスを直接提供する者の総数 (常勤換算)	人	
	② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数 (常 勤換算)	人	□ ・ □

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、保険者の定めに基づき、提出又は事業所に保管すること。

訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書

1 事業所名	
2 異動区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
3 施設等の区分	☐ 1 訪問看護事業所（訪問看護ステーション） ☐ 2 訪問看護事業所（病院又は診療所）

[illegible]

(別紙16)

緊急時（介護予防）訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
施設等の区分	☐ 1 (介護予防)訪問看護事業所(訪問看護ステーション) ☐ 2 (介護予防)訪問看護事業所(病院又は診療所) ☐ 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ☐ 4 看護小規模多機能型居宅介護事業所
届出項目	☐ 1 緊急時（介護予防）訪問看護加算 ☐ 2 緊急時対応加算 ☐ 3 特別管理加算に係る体制 ☐ 4 ターミナルケア体制

1 緊急時（介護予防）訪問看護加算又は緊急時対応加算に係る届出内容

① 連絡相談を担当する職員（ ）人

保健師	人	常勤	人	非常勤	人
看護師	人	常勤	人	非常勤	人
保健師、看護師以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等に対応する体制となっているか。「有」にチェックを入れた場合、下記の欄に保健師、看護師以外の職員について記載すること。 ※緊急時（介護予防）訪問看護加算のみ					有 ・ 無 ☐ ・ ☐
保健師、看護師以外の職員					
理学療法士	人	常勤	人	非常勤	人
作業療法士	人	常勤	人	非常勤	人
言語聴覚士	人	常勤	人	非常勤	人
事務職員	人	常勤	人	非常勤	人
その他	人	常勤	人	非常勤	人

② 連絡方法

--

③ 連絡先電話番号

1	()	4	()
2	()	5	()
3	()	6	()

2 看護師等以外の職員が利用者又は家族等からの電話連絡を受ける場合に必要 体制 ※（介護予防）訪問看護事業所のみ	有 ・ 無	マニュアル添付
① 看護師等以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び 相談に対応する際のマニュアルが整備されていること。	☐ ・ ☐	
② 緊急の訪問看護の必要性の判断を保健師又は看護師が速やかに行える連絡 体制及び緊急の訪問看護が可能な体制が整備されていること。	☐ ・ ☐	
③ 当該訪問看護ステーションの管理者は、連絡相談を担当する看護師等以外の 職員の勤務体制及び勤務状況を明らかにすること。	☐ ・ ☐	
④ 看護師等以外の職員は、電話等により連絡及び相談を受けた際に、保健師 又は看護師へ報告すること。報告を受けた保健師又は看護師は、当該報告 内容等を訪問看護記録書に記録すること。	☐ ・ ☐	
⑤ ①から④について、利用者及び家族等に説明し、同意を得ること。	☐ ・ ☐	

3 緊急時（介護予防）訪問看護加算（Ⅰ）に係る届出内容（①又は②は必須項目） ※（介護予防）訪問看護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のみ	有 ・ 無
① 夜間対応した翌日の勤務間隔の確保	☐ ・ ☐
② 夜間対応に係る勤務の連続回数が2連続（2回）まで	☐ ・ ☐
③ 夜間対応後の暦日の休日確保	☐ ・ ☐
④ 夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制の工夫	☐ ・ ☐
⑤ ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減	☐ ・ ☐
⑥ 電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保	☐ ・ ☐

備考 緊急時の（介護予防）訪問看護、特別管理、ターミナルケアのそれぞれについて、体制を敷いている場合について提出してください。2の看護師等以外の職員が電話連絡の対応を行う場合には、2の①の「マニュアル」も添付してください。

(別紙16)

緊急時（介護予防）訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
施設等の区分	☐ 1 （介護予防）訪問看護事業所（訪問看護ステーション） ☐ 2 （介護予防）訪問看護事業所（病院又は診療所） ☐ 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

4 特別管理加算に係る体制の届出内容	有 ・ 無
① 24時間常時連絡できる体制を整備している。	☐ ・ ☐
② 当該加算に対応可能な職員体制・勤務体制を整備している。	☐ ・ ☐
③ 病状の変化、医療器具に係る取扱い等において医療機関等との密接な連携体制を整備している。	☐ ・ ☐

5 ターミナルケア体制に係る届出内容	有 ・ 無
① 24時間常時連絡できる体制を整備している。	☐ ・ ☐
② ターミナルケアの提供過程における利用者の心身状況の変化及びこれに対する看護の内容等必要な事項が適切に記録される体制を整備している。	☐ ・ ☐

(別紙17)

専門管理加算に係る届出書

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
施設等の区分	☐ 1 (介護予防) 訪問看護事業所 (訪問看護ステーション) ☐ 2 (介護予防) 訪問看護事業所 (病院又は診療所) ☐ 3 看護小規模多機能型居宅介護事業所
届出事項	☐ 1 緩和ケア ☐ 2 褥瘡ケア ☐ 3 人工肛門ケア及び人工膀胱ケア ☐ 4 特定行為

専門管理加算に係る届出内容

1 緩和ケアに関する専門研修

氏名	氏名

2 褥瘡ケアに関する専門研修

氏名	氏名

3 人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに関する専門研修

氏名	氏名

4 特定行為研修

氏名	氏名

備考 1、2、3又は4の専門の研修を修了したことが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。

(別紙18)

遠隔死亡診断補助加算に係る届出書

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
施設等の区分	☐ 1 (介護予防) 訪問看護事業所 (訪問看護ステーション) ☐ 2 (介護予防) 訪問看護事業所 (病院又は診療所) ☐ 3 看護小規模多機能型居宅介護事業所
届出項目	遠隔死亡診断補助加算

遠隔死亡診断補助加算に係る届出内容

情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師

氏名	氏名

備考 研修を修了したことが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。

(別紙19)

看護体制強化加算に係る届出書 ((介護予防)訪問看護事業所)

○ 訪問看護事業所

事業所名			
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了		
届出項目	☐ 1 看護体制強化加算 (Ⅰ) ☐ 2 看護体制強化加算 (Ⅱ)		

1 緊急時訪問看護加算の算定状況	①	前6か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 50%以上	有 ・ 無
	②	①のうち緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数	人		☐ ・ ☐
2 特別管理加算の算定状況	①	前6か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 20%以上	有 ・ 無
	②	①のうち特別管理加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定した実利用者数	人		☐ ・ ☐
3 ターミナルケア加算の算定状況	①	前12か月間のターミナルケア加算の算定人数	人	→ 1人以上 → 5人以上	有 ・ 無
					☐ ・ ☐
4 看護職員の割合	①	指定訪問看護を提供する従業員数 (常勤換算法)	人	→ ①に占める ②の割合が 60%以上	有 ・ 無
	②	①のうち看護職員の人数 (常勤換算法)	人		☐ ・ ☐

○ 介護予防訪問看護事業所

事業所名			
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了		
届出項目	☐ 1 看護体制強化加算		

1 緊急時介護予防訪問看護加算の算定状況	①	前6か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 50%以上	有 ・ 無
	②	①のうち緊急時介護予防訪問看護加算を算定した実利用者数	人		☐ ・ ☐
2 特別管理加算の算定状況	①	前6か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 20%以上	有 ・ 無
	②	①のうち特別管理加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定した実利用者数	人		☐ ・ ☐
3 看護職員の割合	①	指定訪問看護を提供する従業員数 (常勤換算法)	人	→ ①に占める ②の割合が 60%以上	有 ・ 無
	②	①のうち看護職員の人数 (常勤換算法)	人		☐ ・ ☐

備考 看護体制強化加算に係る体制を敷いている場合について提出してください。

訪問リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出書

1 事業所名	
2 異動区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
3 届出項目	☐ 1 移行支援加算

① 終了者数の状況	① 評価対象期間の訪問リハビリテーション終了者数	人	有 ・ 無 ☐ ・ ☐
	② ①のうち、指定通所介護等を実施した者の数（注1）	人	
	③ ①に占める②の割合	% → 5%超	
② 事業所の利用状況	① 評価対象期間の利用者延月数	月	有 ・ 無 ☐ ・ ☐
	② 評価対象期間の新規利用者数	人	
	③ 評価対象期間の新規終了者数（注2）	人	
	④ $12 \times (② + ③) \div 2 \div ①$	% → 25%以上	

注1：「指定通所介護等を実施」とは、指定通所介護、指定（介護予防）通所リハビリテーション、指定地域密着型通所介護、指定（介護予防）認知症対応型通所介護、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護、第1号通所事業の利用、その他社会参加に資する取組、及び自宅において役割を持って生活している場合を含み、サービス提供の終了の事由が医療機関への入院、介護保険施設への入所、指定訪問リハビリテーション、指定認知症対応型共同生活介護等への移行である場合を含めない。

注2：評価対象期間に当該事業所の提供する指定訪問リハビリテーションの利用を終了した者の数（入院、入所、死亡を含む。）

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

生活相談員配置等加算に係る届出書

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
事業所等の区分	☐ 1 通所介護事業所 ☐ 2 地域密着型通所介護事業所 ☐ 3 (介護予防) 短期入所生活介護事業所

生活相談員配置等加算に係る届出内容			有 ・ 無
通所介護	①	共生型通所介護費を算定している。	☐ ・ ☐
	②	生活相談員を、共生型通所介護の提供日ごとに、当該共生型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置している。	☐ ・ ☐
	③	当該生活相談員が、地域に貢献する活動を行っている。	☐ ・ ☐
地域密着型 通所介護	①	共生型地域密着型通所介護費を算定している。	☐ ・ ☐
	②	生活相談員を、共生型地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該共生型地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置している。	☐ ・ ☐
	③	当該生活相談員が、地域に貢献する活動を行っている。	☐ ・ ☐
(介護予防) 短期入所 生活介護	①	共生型短期入所生活介護費を算定している。	☐ ・ ☐
	②	生活相談員を、常勤換算方法で1名以上配置している。	☐ ・ ☐
	③	当該生活相談員が、地域に貢献する活動を行っている。	☐ ・ ☐

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

中重度者ケア体制加算に係る届出書

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
事業所等の区分	☐ 1 通所介護事業所 ☐ 2 地域密着型通所介護事業所 ☐ 3 通所リハビリテーション事業所

中重度者ケア体制加算に係る届出内容			有 ・ 無
通所介護	①	指定居宅サービス等基準第93条第1項第2号又は第3号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保している。	☐ ・ ☐
	②	指定通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上である。	☐ ・ ☐
	③	指定通所介護を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置している。	☐ ・ ☐
	④	共生型通所介護費を算定していない。	☐ ・ ☐
地域密着型通所介護	①	指定地域密着型サービス基準第20条第1項第2号又は第3号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保している。	☐ ・ ☐
	②	指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4及び要介護5である者の占める割合が100分の30以上である。	☐ ・ ☐
	③	指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置している。	☐ ・ ☐
	④	共生型地域密着型通所介護費を算定していない。	☐ ・ ☐
通所リハビリテーション	①	指定居宅サービス等基準第111条第1項第2号イ又は同条第2項第1号に規定する要件を満たす員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で1以上確保している。	☐ ・ ☐
	②	指定通所リハビリテーション事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上である。	☐ ・ ☐
	③	指定通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護職員を1名以上配置している。	☐ ・ ☐

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

利用者の割合に関する計算書(中重度者ケア体制加算)

事業所名 _____
 事業所番号 _____

1. 要介護3、要介護4または要介護5である者の割合の算出基準
☐ 利用実人員数 ☐ 利用延人員数

2. 算定期間

- ☐ ア. 前年度(3月を除く)の実績の平均
☐ イ. 届出日の属する月の前3月

ア. 前年度(3月を除く)の実績の平均

	利用者の総数 (要支援者は 含めない)	要介護3、要介護4 または要介護5の 利用者数
4 月	人	人
5 月	人	人
6 月	人	人
7 月	人	人
8 月	人	人
9 月	人	人
10 月	人	人
11 月	人	人
12 月	人	人
1 月	人	人
2 月	人	人
合計	人	人
1月あたりの 平均	人	人

実績月数

割合

イ. 届出日の属する月の前3月

	利用者の総数 (要支援者は 含めない)	要介護3、要介護4 または要介護5の 利用者数
月	人	人
月	人	人
月	人	人
合計	人	人
1月あたりの 平均	人	人

割合

備考

- ・本資料は中重度者ケア体制加算に係る届出書を補完する資料としてご使用ください。
- ・「1. 要介護3、要介護4または要介護5である者の割合の算出基準」で、「利用実人員数」または「利用延人員数」のいずれかを選択してください。
- ・「2. 算定期間」でアまたはイの算定期間を選択してください。
 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所)については、前年度の実績(ア)による届出はできません。
- ・具体的な計算方法については、「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)」問31をご参照ください。

認知症加算に係る届出書

(通所介護、地域密着型通所介護)

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
事業所等の区分	☐ 1 通所介護事業所 ☐ 2 地域密着型通所介護事業所

認知症加算に係る届出内容		有 ・ 無						
通所介護	① 指定居宅サービス等基準第93条第1項第2号又は第3号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保している。	☐ ・ ☐						
	② 指定通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の占める割合が100分の15以上である。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>① 利用者総数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>② 対象者</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>③ ②÷①×100</td> <td>%</td> </tr> </table>	① 利用者総数	人	② 対象者	人	③ ②÷①×100	%	☐ ・ ☐
	① 利用者総数	人						
	② 対象者	人						
③ ②÷①×100	%							
③ 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修又は認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置している。	☐ ・ ☐							
④ 当該事業所の従業者に対する、認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的に行っている。	☐ ・ ☐							
地域密着型通所介護	① 指定地域密着型サービス基準第20条第1項第2号又は第3号に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保している。	☐ ・ ☐						
	② 指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の占める割合が100分の15以上である。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>① 利用者総数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>② 対象者</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>③ ②÷①×100</td> <td>%</td> </tr> </table>	① 利用者総数	人	② 対象者	人	③ ②÷①×100	%	☐ ・ ☐
	① 利用者総数	人						
	② 対象者	人						
③ ②÷①×100	%							
③ 指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修又は認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置している。	☐ ・ ☐							
④ 当該事業所の従業者に対する、認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的に行っている。	☐ ・ ☐							

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

利用者の割合に関する計算書(認知症加算)事業所名 _____
事業所番号 _____

1. 日常生活自立度のランクがⅢ以上の者の割合の算出基準
☐ 利用実人員数 ☐ 利用延人員数

2. 算定期間

- ☐ ア. 前年度(3月を除く)の実績の平均
☐ イ. 届出日の属する月の前3月

ア. 前年度(3月を除く)の実績の平均

	利用者の総数 (要支援者は 含めない)	日常生活自立度のランクⅢ、 Ⅳ又はMIに該当する 利用者数
4 月	人	人
5 月	人	人
6 月	人	人
7 月	人	人
8 月	人	人
9 月	人	人
10 月	人	人
11 月	人	人
12 月	人	人
1 月	人	人
2 月	人	人
合計	人	人
1月あたりの 平均	人	人

実績月数 _____

割合 _____

イ. 届出日の属する月の前3月

	利用者の総数 (要支援者は 含めない)	日常生活自立度のランクⅢ、 Ⅳ又はMIに該当する 利用者数
月	人	人
月	人	人
月	人	人
合計	人	人
1月あたりの 平均	人	人

割合 _____

備考

- ・本資料は認知症加算((地域密着型)通所介護)に係る届出書を補完する資料としてご使用ください。
- ・「1. 日常生活自立度のランクがⅢ以上の者の割合の算出基準」で、「利用実人員数」または「利用延人員数」のいずれかを選択してください。
- ・「2. 算定期間」でアまたはイの算定期間を選択してください。
前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所)については、前年度の実績(ア)による届出はできません。
- ・具体的な計算方法については、「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)」問31をご参照ください。

通所リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出書

1 事業所名	
2 異動区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
3 届出項目	☐ 1 移行支援加算

① 終了者数の状況	①	評価対象期間の通所リハビリテーション終了者数	人	有 ・ 無 ☐ ・ ☐
	②	①のうち、指定通所介護等を実施した者の数（注1）	人	
	③	①に占める②の割合	% → 3%超	
② 事業所の利用状況	①	評価対象期間の利用者延月数	月	有 ・ 無 ☐ ・ ☐
	②	評価対象期間の新規利用者数	人	
	③	評価対象期間の新規終了者数（注2）	人	
	④	$12 \times (② + ③) \div 2 \div ①$	% → 27%以上	

注1：「指定通所介護等を実施」とは、指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定（介護予防）認知症対応型通所介護、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護、第1号通所事業の利用、及び自宅において役割を持って生活している場合を含み、サービス提供の終了の事由が医療機関への入院、介護保険施設への入所、指定（介護予防）訪問リハビリテーション、指定（介護予防）通所リハビリテーション、指定認知症対応型共同生活介護等への移行である場合を含めない。

注2：評価対象期間に当該事業所の提供する指定通所リハビリテーションの利用を終了した者の数（入院、入所、死亡を含む。）

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

(別紙25)

看護体制加算に係る届出書
(短期入所生活介護事業所)

事業所名		
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了	
届出項目	☐ 1 看護体制加算(Ⅰ) ☐ 2 看護体制加算(Ⅱ) ☐ 3 看護体制加算(Ⅲ)イ ☐ 4 看護体制加算(Ⅲ)ロ ☐ 5 看護体制加算(Ⅳ)イ ☐ 6 看護体制加算(Ⅳ)ロ	

看護体制加算に係る届出内容

定員及び利用者数の状況

定員	人	利用者数	人
----	---	------	---

看護職員の状況

看護師	常勤	人
看護職員(看護師・准看護師)	常勤換算	人

連携する病院・診療所・訪問看護ステーション

病院・診療所・訪問看護ステーション名	事業所番号

24時間常時連絡できる体制を整備している。	有 ・ 無 ☐ ・ ☐
-----------------------	--

中重度者の受入状況

[☐ 前年度 ☐ 前三月] における ([]はいずれかの□を■にする) 利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5の利用者の 占める割合が70%以上	有 ・ 無 ☐ ・ ☐
---	--

備考 看護体制について、体制を整備している場合について提出してください。

(別紙25-2)

看護体制加算に係る届出書

事業所名				
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了			
施設種別	☐ 1 介護老人福祉施設 ☐ 2 地域密着型介護老人福祉施設			
届出項目	☐ 1 看護体制加算（Ⅰ）イ ☐ 2 看護体制加算（Ⅰ）ロ ☐ 3 看護体制加算（Ⅱ）イ ☐ 4 看護体制加算（Ⅱ）ロ			

看護体制加算に関する届出内容

定員及び入所者の状況

定員	人	入所者数	人
----	---	------	---

看護職員の状況

保健師	常勤	人	常勤換算	人
看護師	常勤	人	常勤換算	人
准看護師	常勤	人	常勤換算	人

連携する病院・診療所・訪問看護ステーション

病院・診療所・訪問看護ステーション名	事業所番号

24時間常時連絡できる体制を整備している。

有 ・ 無
☐ ・ ☐

(別紙26)

医療連携強化加算に係る届出書
(短期入所生活介護事業所)

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了

医療連携強化加算に係る届出内容		有 ・ 無
①	看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定している。	☐ ・ ☐
②	利用者の急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っている。	☐ ・ ☐
③	主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っている。	☐ ・ ☐
④	主治の医師との連携方法や搬送方法も含め、急変時の医療提供の方針について、利用者から同意を得ている。また当該同意を文書で記録している。	☐ ・ ☐
⑤	同加算を算定する利用者は、以下のいずれかに該当する者である。 イ 喀痰吸引を実施している状態 ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ハ 中心静脈注射を実施している状態 ニ 人工腎臓を実施している状態 ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ヘ 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態 ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 チ 褥瘡に対する治療を実施している状態 リ 気管切開が行われている状態	☐ ・ ☐
⑥	在宅中重度受入加算を算定していない。	☐ ・ ☐

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
施設種別	☐ 1 介護老人福祉施設 ☐ 2 地域密着型介護老人福祉施設 ☐ 3 短期入所生活介護

以下について、該当する届出項目における必要事項を記載すること。

配置要件① 最低基準に加えて配置する人員が「0.9人配置」

① 入所（利用）者数 人	有 ・ 無 ☐ ・ ☐					
② 見守り機器を導入して見守りを行っている対象者数 人						
③ ①に占める②の割合 % → 10%以上						
④ 導入機器 <table border="1"> <tr><td>名 称</td><td></td></tr> <tr><td>製造事業者</td><td></td></tr> <tr><td>用 途</td><td></td></tr> </table>		名 称		製造事業者		用 途
名 称						
製造事業者						
用 途						
⑤ 導入機器の継続的な使用（9週間以上）	有 ・ 無 ☐ ・ ☐					
⑥ 導入機器を安全かつ有効に活用するための委員会における、ヒヤリハット・介護事故が減少していることの確認、必要な分析・検討等	☐ ・ ☐					

配置要件② 最低基準に加えて配置する人員が「0.6人配置」

① 入所（利用）者全員に見守り機器を使用	有 ・ 無 ☐ ・ ☐						
② 夜勤職員全員がインカム等のICTを使用	☐ ・ ☐						
③ 導入機器 <table border="1"> <tr><td>名 称</td><td></td></tr> <tr><td>製造事業者</td><td></td></tr> <tr><td>用 途</td><td></td></tr> </table>	名 称		製造事業者		用 途		有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐
名 称							
製造事業者							
用 途							
④ 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担の軽減を図るため、以下のすべての項目について、テクノロジー導入後、少なくとも3か月以上実施							
i 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会の設置							
ii 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮							
iii 機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む）							
iv 職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施	☐ ・ ☐						
v 夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施	☐ ・ ☐						
⑤ ④ i の委員会で安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認	☐ ・ ☐						

備考1 配置要件②については、要件を満たすことが分かる議事概要を提出すること。このほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 配置要件②の④ i の委員会には、夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画すること。

備考3 テクノロジーを導入した場合の介護老人福祉施設の夜間の人員配置基準（従来型）を適用する場合は、当該加算の配置要件②の「0.6人配置」を「0.8人配置」に読み替えるものとする。

生産性向上推進体制加算に係る届出書

事業所番号					
事業所名					
異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了				
施設種別	1 短期入所生活介護	2 短期入所療養介護	3 特定施設入居者生活介護		
	4 小規模多機能型居宅介護	5 認知症対応型共同生活介護	6 地域密着型特定施設入居者生活介護		
	7 地域密着型介護老人福祉施設	8 看護小規模多機能型居宅介護	9 介護老人福祉施設		
	10 介護老人保健施設	11 介護医療院	12 介護予防短期入所生活介護		
	13 介護予防短期入所療養介護	14 介護予防特定施設入居者生活介護	15 介護予防小規模多機能型居宅介護		
	16 介護予防認知症対応型共同生活介護				
届出区分	1 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 2 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)				

生産性向上推進体制加算(Ⅰ)に係る届出

① 加算(Ⅱ)のデータ等により業務改善の取組による成果を確認	有・無						
② 以下のi～iiiの項目の機器をすべて使用							
i 入所(利用)者全員に見守り機器を使用	有・無						
ii 職員全員がインカム等のICTを使用	有・無						
iii 介護記録ソフト、スマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICTを使用	有・無						
(導入機器)							
<table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>製造事業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用 途</td> <td></td> </tr> </table>	名 称		製造事業者		用 途		
名 称							
製造事業者							
用 途							
③ 職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を実施	有・無						
④ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(以下「委員会」という。)において、以下のすべての項目について必要な検討を行い、当該項目の実施を確認							
i ②の機器を利用する場合における利用者の安全やケアの質の確保	有・無						
ii 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮	有・無						
iii 機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む)	有・無						
iv 業務の効率化、ケアの質の確保、職員の負担軽減を図るための職員に対する教育の実施	有・無						

生産性向上推進体制加算(Ⅱ)に係る届出

① 以下のi～iiiの項目の機器のうち1つ以上を使用							
i 入所(利用)者1名以上に見守り機器を使用	有・無						
<table border="1"> <tr> <td>入所(利用)者数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>見守り機器を導入して見守りを行っている対象者数</td> <td>人</td> </tr> </table>	入所(利用)者数	人	見守り機器を導入して見守りを行っている対象者数	人			
入所(利用)者数	人						
見守り機器を導入して見守りを行っている対象者数	人						
ii 職員全員がインカム等のICTを使用	有・無						
iii 介護記録ソフト、スマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICTを使用	有・無						
(導入機器)							
<table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>製造事業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用 途</td> <td></td> </tr> </table>	名 称		製造事業者		用 途		
名 称							
製造事業者							
用 途							
② 委員会において、以下のすべての項目について必要な検討を行い、当該項目の実施を確認							
i ①の機器を利用する場合における利用者の安全やケアの質の確保	有・無						
ii 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮	有・無						
iii 機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む)	有・無						
iv 業務の効率化、ケアの質の確保、職員の負担軽減を図るための職員に対する教育の実施	有・無						

備考1 加算(Ⅰ)の要件①については、当該要件に係る各種指標に関する調査結果のデータを提出すること。

備考2 要件を満たすことが分かる委員会の議事概要を提出すること。このほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考3 本加算を算定する場合は、事業年度毎に取組の実績をオンラインで厚生労働省に報告すること。

備考4 届出にあたっては、別途通知(「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」)を参照すること。

介護老人保健施設（基本型・在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出書

1 事業所名			
2 異動区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了
3 人員配置区分	☐ 1 介護老人保健施設（在宅強化型） ☐ 2 介護老人保健施設（基本型）		
4 届出項目	☐ 1 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）（介護老人保健施設（基本型）のみ） ☐ 2 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）（介護老人保健施設（強化型）のみ）		

5 在宅復帰・在宅療養支援に関する状況	A 在宅復帰率										在宅復帰・在宅療養支援等指標		
	①	前6月間における居宅への退所者の延数（注1,2,3,4）	人	→	④	$\frac{①}{②-③} \times 100$ （注5）	%	→ 50%超	☐	20			
	②	前6月間における退所者の延数（注3,4）	人		→ 30%超50%以下	☐	10						
	③	前6月間における死亡した者の総数（注3）	人		→ 30%以下	☐	0						
	B ベッド回転率												
	①	直近3月間の延入所者数（注6）	人	→	④	$\frac{30.4 \div ① \times (②+③) \div 2 \times 100}{100}$	%	→ 10%以上	☐	20			
	②	直近3月間の新規入所者の延数（注6,7）	人		→ 5%以上10%未満	☐	10						
	③	直近3月間の新規退所者数（注8）	人		→ 5%未満	☐	0						
	C 入所前後訪問指導割合												
	①	前3月間における新規入所者のうち、入所前後訪問指導を行った者の延数（注9,10,11）	人	→	④	$① \div ② \times 100$ （注12）	%	→ 30%以上	☐	10			
	②	前3月間における新規入所者の延数（注11）	人		→ 10%以上30%未満	☐	5						
	D 退所前後訪問指導割合												
	①	前3月間における新規退所者のうち、退所前後訪問指導を行った者の延数（注13,14,15）	人	→	④	$① \div ② \times 100$ （注16）	%	→ 30%以上	☐	10			
	②	前3月間における居宅への新規退所者の延数（注15）	人		→ 10%以上30%未満	☐	5						
E 居宅サービスの実施状況													
①	前3月間に提供実績のある訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の種類数（注17）					→	→ 3サービス	☐	5				
							→ 2サービス（訪問リハビリテーションを含む）	☐	3				
							→ 2サービス（訪問リハビリテーションを含まない）	☐	1				
							→ 1サービス以下	☐	0				
F リハ専門職員の配置割合													
①	前3月間における理学療法士等の当該介護保健施設サービスの提供に従事する勤務延時間数（注18）	時間	→	⑤	$① \div ② \div ③ \times ④ \times 100$	%	→ 5以上かつ理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を配置（注19）	☐	5				
②	理学療法士等が前3月間に勤務すべき時間（注18,20）	時間		→ 5以上	☐	3							
③	算定日が属する月の前3月間における延入所者数（注21）	人		→ 3以上5未満	☐	2							
④	算定日が属する月の前3月間の日数	日		→ 3未満	☐	0							
G 支援相談員の配置割合													
①	前3月間において支援相談員が当該介護保健施設サービスの提供に従事する勤務延時間数（注22）	時間	→	⑤	$① \div ② \div ③ \times ④ \times 100$	%	→ 3以上	☐	5				
②	支援相談員が前3月間に勤務すべき時間（注20）	時間		→ 2以上3未満	☐	3							
③	前3月間における延入所者数（注21）	人		→ 2未満	☐	0							
④	前3月間の延日数	日											
H 要介護4又は5の割合													
①	前3月間における要介護4若しくは要介護5に該当する入所者の延日数	日	→	③	$① \div ② \times 100$	%	→ 50%以上	☐	5				
②	当該施設における直近3月間の入所者延日数	日		→ 35%以上50%未満	☐	3							
										→ 35%未満		☐	0
I 喀痰吸引の実施割合													
①	直近3月間の入所者ごとの喀痰吸引を実施した延入所者数（注23,24）	人	→	③	$① \div ② \times 100$	%	→ 10%以上	☐	5				
②	当該施設における直近3月間の延入所者数	人		→ 5%以上10%未満	☐	3							
										→ 5%未満		☐	0
J 経管栄養の実施割合													
①	直近3月間の入所者ごとの経管栄養を実施した延入所者数（注23,25）	人	→	③	$① \div ② \times 100$	%	→ 10%以上	☐	5				
②	当該施設における直近3月間の延入所者数	人		→ 5%以上10%未満	☐	3							
										→ 5%未満		☐	0
↓													
上記評価項目（A～J）について、項目に応じた「在宅復帰・在宅療養支援等指標」の合計値を記入									合計				

6 介護老人保健施設の基本サービス費に係る届出内容					
① 基本型	①	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が20以上	有	・	無
	②	退所時指導等の実施（注26）	☐	・	☐
	③	リハビリテーションマネジメントの実施（注27）	☐	・	☐
	④	医師の詳細な指示の実施（注28）	☐	・	☐
② 在宅強化型	①	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が60以上	有	・	無
	②	退所時指導等の実施（注26）	☐	・	☐
	③	リハビリテーションマネジメントの実施（注27）	☐	・	☐
	④	医師の詳細な指示の実施（注28）	☐	・	☐
	⑤	地域に貢献する活動の実施	☐	・	☐
	⑥	充実したリハビリテーションの実施（注29）	☐	・	☐

7 在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出内容					
① 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	①	「6介護老人保健施設の基本サービス費に係る届出内容」における「①基本型」の項目が全て「有」	有	・	無
	②	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が40以上	☐	・	☐
	③	地域に貢献する活動の実施	☐	・	☐
② 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	①	「6介護老人保健施設の基本サービス費に係る届出内容」における「②在宅強化型」の項目が全て「有」	有	・	無
	②	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が70以上	☐	・	☐

注1：当該施設における入所期間が一月間を超えていた者の延数。
注2：居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。
注3：当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、当該入院期間は入所期間とみなすこととする。
注4：退所後直ちに短期入所生活介護又は短期入所療養介護若しくは小規模多機能型居宅介護の宿泊サービス等を利用する者は居宅への退所者に含まない。
注5：分母（②～④の値）が0の場合、④は0％とする。
注6：入所者とは、毎日24時間現在当該施設に入所中の者をいい、この他に、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。
注7：新規入所者数とは、当該3月間に新たに当該施設に入所した者の数をいう。当該3月以前から当該施設に入所していた者は、新規入所者数には算入しない。
また、当該施設を退所後、当該施設に再入所した者については、新規入所者数として取り扱うが、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、新規入所者数には算入しない。
注8：当該3月間に当該施設から退所した者の数をいう。当該施設において死亡した者及び医療機関へ退所した者は、新規退所者数に含まれるものである。ただし、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、新規退所者数には算入しない。
注9：居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者の数。
また、居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。
注10：退所後に当該者の自宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者を含む。
注11：当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、入所者数には算入しない。
注12：分母（②の値）が0の場合、④は0％とする。
注13：退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者。
また、居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。
注14：退所後に当該者の自宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者を含む。
注15：当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、当該入院期間は入所期間とみなすこととする。
注16：分母（②の値）が0の場合、④は0％とする。
注17：当該施設と同一敷地内又は隣接若しくは近接する敷地の病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているものにおいて、算定日が属する月の前3月間に提供実績のある訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の種類数を含む。
注18：理学療法士等とは、当該介護老人保健施設の入所者に対して主としてリハビリテーションを提供する業務に従事している理学療法士等をいう。
注19：常勤換算方法で入所者に対して主としてリハビリテーションを提供する業務に従事している理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士のいずれの職種も入所者の数で除した数に100で乗じた数が0.2以上であること。
注20：1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。
注21：毎日24時間現在当該施設に入所中の者をいい、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。
注22：支援相談員とは、保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、主として次に掲げるような入所者に対する各種支援及び相談の業務を行う職員をいう。
① 入所者及び家族の処遇上の相談、② レクリエーション等の計画、指導、③ 市町村との連携、④ ボランティアの指導
注23：喀痰吸引及び経管栄養のいずれにも該当する者については、各々該当する欄の人数に含めること。
注24：過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者（入所期間が1年以上である入所者にあつては、当該入所期間中（入所時を含む。）に喀痰吸引が実施されていた者）であつて、口腔衛生管理加算を算定されている者又は平成27年度から令和2年度の口腔衛生管理体制加算の算定要件を満たしている者（平成26年度以前においては、口腔機能維持管理加算又は口腔機能維持管理加算を算定されていた者及び平成27年度から令和2年度においては口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されていた者）を含む。
注25：過去1年間に経管栄養が実施されていた者（入所期間が1年以上である入所者にあつては、当該入所期間中（入所時を含む。）に経管栄養が実施されていた者）であつて、経口維持加算を算定しているもの又は管理栄養士が栄養ケア・マネジメントを実施するもの（令和2年度以前においては、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されていた者）を含む。
注26：退所者（当該施設内で死亡した者及び当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者を除く。）の退所後30日以内（当該退所者の退所時の要介護状態区分が要介護四又は要介護五の場合にあつては、14日以内）に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の居宅における生活が継続する見込みであることを確認し、記録していること。
注27：入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること。
注28：医師は、リハビリテーションの実施にあたり、理学療法士等に対し、リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける負荷量等のうちいずれか一つ以上の指示を行うこと。
注29：入所者に対し、少なくとも週三回程度のリハビリテーションを実施していること。
※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。
※ この届出は令和6年9月サービス提供分まで使用可能です。令和6年10月サービス提供分以降は別紙29-2を使用してください。

介護老人保健施設（基本型・在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出書

1 事業所名			
2 異動区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了
3 人員配置区分	☐ 1 介護老人保健施設（在宅強化型） ☐ 2 介護老人保健施設（基本型）		
4 届出項目	☐ 1 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）（介護老人保健施設（基本型）のみ） ☐ 2 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）（介護老人保健施設（強化型）のみ）		

5 在宅復帰・在宅療養支援に関する状況	A 在宅復帰率						在宅復帰・在宅療養支援等指標		
	①	前6月間における居宅への退所者の延数（注1,2,3,4）	人	→	④	$\frac{①}{②-③} \times 100$ （注5）	%	→ 50%超	☐ 20
	②	前6月間における退所者の延数（注3,4）	人		→ 30%超50%以下	☐ 10			
	③	前6月間における死亡した者の総数（注3）	人		→ 30%以下	☐ 0			
	B ベッド回転率								
	①	直近3月間の延入所者数（注6）	人	→	④	$30.4 \div ① \times (②+③) \div 2 \times 100$	%	→ 10%以上	☐ 20
	②	直近3月間の新規入所者の延数（注6,7）	人		→ 5%以上10%未満	☐ 10			
	③	直近3月間の新規退所者数（注8）	人		→ 5%未満	☐ 0			
	C 入所前後訪問指導割合								
	①	前3月間における新規入所者のうち、入所前後訪問指導を行った者の延数（注9,10,11）	人	→	④	$① \div ② \times 100$ （注12）	%	→ 35%以上	☐ 10
	②	前3月間における新規入所者の延数（注11）	人		→ 15%以上35%未満	☐ 5			
D 退所前後訪問指導割合									
①	前3月間における新規退所者のうち、退所前後訪問指導を行った者の延数（注13,14,15）	人	→	④	$① \div ② \times 100$ （注16）	%	→ 35%以上	☐ 10	
②	前3月間における居宅への新規退所者の延数（注15）	人		→ 15%以上35%未満	☐ 5				
E 居宅サービスの実施状況									
①	前3月間に提供実績のある訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の種類数（注17）		→				→ 3サービス	☐ 5	
						→ 2サービス（訪問リハビリテーションを含む）	☐ 3		
						→ 2サービス（訪問リハビリテーションを含まない）	☐ 1		
						→ 1サービス以下	☐ 0		
F リハ専門職員の配置割合									
①	前3月間における理学療法士等の当該介護保健施設サービスの提供に従事する勤務延時間数（注18）	時間	→	⑤	$① \div ② \div ③ \times ④ \times 100$		→ 5以上かつ理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を配置（注19）	☐ 5	
②	理学療法士等が前3月間に勤務すべき時間（注18,20）	時間		→ 5以上	☐ 3				
③	算定日が属する月の前3月間における延入所者数（注21）	人		→ 3以上5未満	☐ 2				
④	算定日が属する月の前3月間の日数	日		→ 3未満	☐ 0				
G 支援相談員の配置割合									
①	前3月間において支援相談員が当該介護保健施設サービスの提供に従事する勤務延時間数（注22）	時間	→	⑤	$① \div ② \div ③ \times ④ \times 100$		→ 3以上かつ社会福祉士1以上	☐ 5	
②	支援相談員が前3月間に勤務すべき時間（注20）	時間		→ 3以上	☐ 3				
③	前3月間における延入所者数（注21）	人		→ 2以上3未満	☐ 1				
④	前3月間の延日数	日		→ 2未満	☐ 0				
H 要介護4又は5の割合									
①	前3月間における要介護4若しくは要介護5に該当する入所者の延日数	日	→	③	$① \div ② \times 100$	%	→ 50%以上	☐ 5	
②	当該施設における直近3月間の入所者延日数	日		→ 35%以上50%未満	☐ 3				
I 喀痰吸引の実施割合									
①	直近3月間の入所者ごとの喀痰吸引を実施した延入所者数（注23,24）	人	→	③	$① \div ② \times 100$	%	→ 10%以上	☐ 5	
②	当該施設における直近3月間の延入所者数	人		→ 5%以上10%未満	☐ 3				
				→ 5%未満	☐ 0				
J 経管栄養の実施割合									
①	直近3月間の入所者ごとの経管栄養を実施した延入所者数（注23,25）	人	→	③	$① \div ② \times 100$	%	→ 10%以上	☐ 5	
②	当該施設における直近3月間の延入所者数	人		→ 5%以上10%未満	☐ 3				
				→ 5%未満	☐ 0				
↓									
上記評価項目（A～J）について、項目に応じた「在宅復帰・在宅療養支援等指標」の合計値を記入							合計		

6 介護老人保健施設の基本サービス費に係る届出内容

① 基本型	①	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が20以上	有 ☐	・ .	無 ☐
	②	退所時指導等の実施（注26）	☐	・ .	☐
	③	リハビリテーションマネジメントの実施（注27）	☐	・ .	☐
	④	医師の詳細な指示の実施（注28）	☐	・ .	☐
② 在宅強化型	①	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が60以上	有 ☐	・ .	無 ☐
	②	退所時指導等の実施（注26）	☐	・ .	☐
	③	リハビリテーションマネジメントの実施（注27）	☐	・ .	☐
	④	医師の詳細な指示の実施（注28）	☐	・ .	☐
	⑤	地域に貢献する活動の実施	☐	・ .	☐
	⑥	充実したリハビリテーションの実施（注29）	☐	・ .	☐

7 在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出内容

① 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	①	「6介護老人保健施設の基本サービス費に係る届出内容」における「①基本型」の項目が全て「有」	有 ☐	・ .	無 ☐
	②	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が40以上	☐	・ .	☐
	③	地域に貢献する活動の実施	☐	・ .	☐
② 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	①	「6介護老人保健施設の基本サービス費に係る届出内容」における「②在宅強化型」の項目が全て「有」	有 ☐	・ .	無 ☐
	②	在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が70以上	☐	・ .	☐

- 注1：当該施設における入所期間が一月間を超えていた者の延数。
 注2：居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。
 注3：当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、当該入院期間は入所期間とみなすこととする。
 注4：退所後直ちに短期入所生活介護又は短期入所療養介護若しくは小規模多機能型居宅介護の宿泊サービス等を利用する者は居宅への退所者に含まない。
 注5：分母（②～③の値）が0の場合、④は0％とする。
 注6：入所者とは、毎日24時現在当該施設に入所中の者をいい、この他に、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。
 注7：新規入所者数とは、当該3月間に新たに当該施設に入所した者の数をいう。当該3月以前から当該施設に入所していた者は、新規入所者数には算入しない。
 また、当該施設を退所後、当該施設に再入所した者は、新規入所者として取り扱うが、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、新規入所者数には算入しない。
 注8：当該3月間に当該施設から退所した者の数をいう。当該施設において死亡した者及び医療機関へ退所した者は、新規退所者を含むものである。ただし、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、新規退所者数には算入しない。
 注9：居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者の数。
 また、居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。
 注10：退所後に当該者の自宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者を含む。
 注11：当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、入所者数には算入しない。
 注12：分母（②の値）が0の場合、④は0％とする。
 注13：退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者。
 また、居宅とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものである。
 注14：退所後に当該者の自宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者を含む。
 注15：当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、当該入院期間は入所期間とみなすこととする。
 注16：分母（②の値）が0の場合、④は0％とする。
 注17：当該施設と同一敷地内又は隣接若しくは近接する敷地の病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているものにおいて、算定日が属する月の前3月間に提供実績のある訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の種類数を含む。
 注18：理学療法士等とは、当該介護老人保健施設の入所者に対して主としてリハビリテーションを提供する業務に従事している理学療法士等をいう。
 注19：常勤換算方法で入所者に対して主としてリハビリテーションを提供する業務に従事している理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士のいずれの職種も入所者の数で除した数に100で乗じた数が0.2以上であること。
 注20：1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。
 注21：毎日24時現在当該施設に入所中の者をいい、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。
 注22：支援相談員とは、保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、主として次に掲げるような入所者に対する各種支援及び相談の業務を行う職員をいう。
 ① 入所者及び家族の処遇上の相談、② レクリエーション等の計画、指導、③ 市町村との連携、④ ボランティアの指導
 注23：喀痰吸引及び経管栄養のいずれにも該当する者については、各々該当する欄の人数に含めること。
 注24：過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者（入所期間が1年以上である入所者にあつては、当該入所期間中（入所時を含む。）に喀痰吸引が実施されていた者）であつて、口腔衛生管理加算を算定されている者又は平成27年度から令和2年度の口腔衛生管理体制加算の算定要件を満たしている者（平成26年度以前においては、口腔機能維持管理加算又は口腔機能維持管理体制加算を算定されていた者及び平成27年度から令和2年度においては口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されていた者）を含む。
 注25：過去1年間に経管栄養が実施されていた者（入所期間が1年以上である入所者にあつては、当該入所期間中（入所時を含む。）に経管栄養が実施されていた者）であつて、経口維持加算を算定しているもの又は管理栄養士が栄養ケア・マネジメントを実施するもの（令和2年度以前においては、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されていた者）を含む。
 注26：退所者（当該施設内で死亡した者及び当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者を除く。）の退所後30日以内（当該退所者の退所時の要介護状態区分が要介護四又は要介護五の場合にあつては、14日以内）に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の居宅における生活が継続する見込みであることを確認し、記録していること。
 注27：入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること。
 注28：医師は、リハビリテーションの実施にあたり、理学療法士等に対し、リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける負荷量等のうちいずれか一つ以上の指示を行うこと。
 注29：入所者に対し、少なくとも週三回程度のリハビリテーションを実施していること。

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

介護老人保健施設（療養型）の基本施設サービス費及び療養体制維持特別加算（Ⅱ）に係る届出書

1 事業所名	
2 異動区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
3 人員配置区分	☐ 1 介護老人保健施設（療養型）
4 届出項目	☐ 1 療養体制維持特別加算（Ⅱ）（介護老人保健施設（療養型）のみ）

5 介護老人保健施設（療養型）に係る届出内容

① 新規入所者の状況（注）	① 前12月の新規入所者の総数		人					有 ・ 無 ☐ ・ ☐
	② ①のうち、医療機関を退院し入所した者の総数		人					
	③ ①のうち、自宅等から入所した者の総数		人					
	④ (①に占める②の割合)－(①に占める③の割合)		%			→ 35%以上		
② 入所者・利用者の利用状況		前々々月末	前々月末	前月末	平均			有 ・ 無 ☐ ・ ☐
	① 前3月の入所者及び利用者の総数		人	人	人		3月間の平均 又は → 15%以上 → 20%以上	
	② ①のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された入所者及び利用者		人	人	人			
	③ ①に占める②の割合		%	%	%	%		
	④ ①のうち、日常生活自立度のランクMに該当する入所者及び利用者		人	人	人			
	⑤ ①に占める④の割合		%	%	%	%		

6 療養体制維持特別加算（Ⅱ）に係る届出内容

① 入所者及び利用者の状況		前々々月末	前々月末	前月末	平均			有 ・ 無 ☐ ・ ☐
	① 前3月の入所者及び利用者の総数		人	人	人		3月間の平均 かつ → 20%以上 → 50%以上	
	② ①のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された入所者及び利用者		人	人	人			
	③ ①に占める②の割合		%	%	%	%		
	④ ①のうち、日常生活自立度のランクⅣ又はMに該当する入所者及び利用者		人	人	人			
	⑤ ①に占める④の割合		%	%	%	%		

注：当該施設が介護療養型老人保健施設への転換以後の新規入所者の実績が12月に達した時点から適用する。

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

病院又は診療所における短期入所療養介護（療養機能強化型）の基本施設サービス費に係る届出

1 事業所名	
2 異動区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
3 人員配置区分（注1）	☐ 1 病院療養病床短期入所療養介護（Ⅰ型（療養機能強化型A）） ☐ 2 病院療養病床短期入所療養介護（Ⅰ型（療養機能強化型B）） ☐ 3 病院療養病床短期入所療養介護（Ⅱ型（療養機能強化型B）） ☐ 4 病院療養病床短期入所療養介護（ユニット型（療養機能強化型A）） ☐ 5 病院療養病床短期入所療養介護（ユニット型（療養機能強化型B）） ☐ 6 診療所短期入所療養介護（Ⅰ型（療養機能強化型A）） ☐ 7 診療所短期入所療養介護（Ⅰ型（療養機能強化型B）） ☐ 8 診療所短期入所療養介護（ユニット型（療養機能強化型A）） ☐ 9 診療所短期入所療養介護（ユニット型（療養機能強化型B））

4 病院又は診療所における短期入所療養介護（療養機能強化型）に係る届出内容			
① 重度者の割合	① 前3月間の入院患者等の総数 人 ② ①のうち、重篤な身体疾患を有する者の数（注2） 人 ③ ①のうち、身体合併症を有する認知症高齢者の数（注2） 人 ④ ②と③の和 人 ⑤ ①に占める④の割合 %	→ 50%以上 → 40%以上 （人員配置区分5のみ）	有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐
② 医療処置の実施状況	① 前3月間の入院患者等の総数 人 ② 前3月間の喀痰吸引を実施した入院患者等の総数（注3・4） 人 ③ 前3月間の経管栄養を実施した入院患者等の総数（注3・5） 人 ④ 前3月間のインスリン注射を実施した入院患者等の総数（注3・6） 人 ⑤ ②から④の和 人 ⑥ ①に占める⑤の割合 %	→ 50%以上 → 30%以上 → 20%以上 （人員配置区分2、3） （人員配置区分5のみ）	有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐
③ ターミナルケアの実施状況	① 前3月間の入院患者延日数 日 ② 前3月間のターミナルケアの対象者延日数 日 ③ ①に占める②の割合（注7） %	→ 10%以上 → 5%以上 （人員配置区分2、3、5）	有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐
④ 生活機能を維持改善するリハビリテーションの実施			有 ・ 無 ☐ ・ ☐
⑤ 地域に貢献する活動の実施			有 ・ 無 ☐ ・ ☐

注1：・人員配置区分1、4、6、8を選択する場合は、「①重度者の割合」における⑤の割合が50%以上、「②医療処置の実施状況」における⑥の割合が50%以上及び「③ターミナルケアの実施状況」における③の割合が10%以上を満たす必要がある。
 ・人員配置区分2、3、5を選択する場合は、「①重度者の割合」における⑤の割合が50%以上、「②医療処置の実施状況」における⑥の割合が30%以上及び「③ターミナルケアの実施状況」における③の割合が5%以上を満たす必要がある。
 ・人員配置区分7、9を選択する場合は、「①重度者の割合」における⑤の割合が40%以上、「②医療処置の実施状況」における⑥の割合が20%以上及び「③ターミナルケアの実施状況」における③の割合が5%以上を満たす必要がある。

注2：②及び③のいずれにも該当する者については、いずれか一方についてのみ含めること。

注3：②、③及び④のうち複数の該当する者については、各々該当する数字の欄の人数に含めること。

注4：過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者（入院期間が1年以上である入院患者にあっては、当該入院期間中（入院時を含む。）に喀痰吸引が実施されていた者）であって、口腔衛生管理加算を算定されている者又は平成27年度から令和2年度の口腔衛生管理体制加算の算定要件を満たしている者（平成26年度以前においては、口腔機能維持管理加算又は口腔機能維持管理体制加算を算定されていた者及び平成27年度から令和2年度においては口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されていた者）を含む。

注5：過去1年間に経管栄養が実施されていた者（入院期間が1年以上である入院患者にあっては、当該入院期間中（入院時を含む。）に経管栄養が実施されていた者）であって、経口維持加算を算定しているもの又は管理栄養士が栄養ケア・マネジメントを実施するもの（令和2年度以前においては、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されていた者）を含む。

注6：自ら実施する者は除く。

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

介護医療院（Ⅰ型）の基本施設サービス費に係る届出書

1 事業所名				
2 異動区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了	
3 人員配置区分	☐ 1 Ⅰ型介護医療院サービス費Ⅰ（（ユニット型）Ⅰ型療養床、看護6:1、介護4:1）（併設型小規模介護医療院） ☐ 2 Ⅰ型介護医療院サービス費Ⅱ（（ユニット型）Ⅰ型療養床、看護6:1、介護4:1）（併設型小規模介護医療院） ☐ 3 Ⅰ型介護医療院サービス費Ⅲ（Ⅰ型療養床、看護6:1、介護5:1）			
4 介護医療院（Ⅰ型）に係る届出内容				
① 重度者の割合	①	前3月間の入所者等の総数	人	有 ・ 無 ☐ ・ ☐
	②	①のうち、重篤な身体疾患を有する者の数（注1）	人	
	③	①のうち、身体合併症を有する認知症高齢者の数（注1）	人	
	④	②と③の和	人	
	⑤	①に占める④の割合	%	
			→ 50%以上 （人員配置区分1～3）	
② 医療処置の実施状況	①	前3月間の入所者等の総数	人	有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐
	②	前3月間の喀痰吸引を実施した入所者等の総数（注2・3）	人	
	③	前3月間の経管栄養を実施した入所者等の総数（注2・4）	人	
	④	前3月間のインスリン注射を実施した入所者等の総数（注2・5）	人	
	⑤	②から④の和	人	
	⑥	①に占める⑤の割合	%	
		→ 50%以上 （人員配置区分1のみ） → 30%以上 （人員配置区分2、3）		
③ ターミナルケアの実施状況	①	前3月間の入所者延日数	日	有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐
	②	前3月間のターミナルケアの対象者延日数	日	
	③	①に占める②の割合	%	
		→ 10%以上 （人員配置区分1のみ） → 5%以上 （人員配置区分2、3）		
④ 生活機能を維持改善するリハビリテーションの実施				有 ・ 無 ☐ ・ ☐
⑤ 地域に貢献する活動の実施 （平成30年度中に限り、平成31年度中において実施する見込み）				有 ・ 無 ☐ ・ ☐

注1：・人員配置区分1を選択する場合は、「①重度者の割合」における⑤の割合が50%以上、「②医療処置の実施状況」における⑥の割合が50%以上及び「③ターミナルケアの実施状況」における③の割合が10%以上を満たす必要がある。

・人員配置区分2、3を選択する場合は、「①重度者の割合」における⑤の割合が50%以上、「②医療処置の実施状況」における⑥の割合が30%以上及び「③ターミナルケアの実施状況」における③の割合が5%以上を満たす必要がある。

注1：②及び③のいずれにも該当する者については、いずれか一方についてのみ含めること。

注2：②、③及び④のうち複数に該当する者については、各々該当する数字の欄の人数に含めること。

注3：過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者（入所期間が1年以上である入所者にあつては、当該入所期間中（入所時を含む。）に喀痰吸引が実施されていた者）であつて、口腔衛生管理加算を算定されている者又は平成27年度から令和2年度の口腔衛生管理体制加算の算定要件を満たしている者（平成26年度以前においては、口腔機能維持管理加算又は口腔機能維持管理体制加算を算定されていた者及び平成27年度から令和2年度においては口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されていた者）を含む。

注4：過去1年間に経管栄養が実施されていた者（入所期間が1年以上である入所者にあつては、当該入所期間中（入所時を含む。）に経管栄養が実施されていた者）であつて、経口維持加算を算定しているもの又は管理栄養士が栄養ケア・マネジメントを実施する者（令和2年度以前においては、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されていた者）を含む。

注5：自ら実施する者は除く。

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

介護医療院（Ⅱ型）の基本施設サービス費に係る届出書

1 事業所名	
2 異動区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
3 人員配置区分	☐ Ⅱ型介護医療院サービス費Ⅰ（（ユニット型）Ⅱ型療養床、看護6:1、介護4:1）（併設型小規模介護医療院） ☐ Ⅱ型介護医療院サービス費Ⅱ（Ⅱ型療養床、看護6:1、介護5:1） ☐ Ⅱ型介護医療院サービス費Ⅲ（Ⅱ型療養床、看護6:1、介護6:1）

4 介護医療院（Ⅱ型療養床）に係る届出内容																																
（医療処置の実施状況）<table><tr><td>①</td><td>前3月間の入所者等の総数</td><td>人</td></tr><tr><td>②</td><td>①のうち、日常生活自立度のランクMに該当する入所者等</td><td>人</td></tr><tr><td>③</td><td>①に占める②の割合（注4）</td><td>%</td></tr><tr><td>④</td><td>①のうち、日常生活自立度のランクⅣ又はMに該当する入所者及び利用者</td><td>人</td></tr><tr><td>⑤</td><td>①に占める④の割合（注5）</td><td>%</td></tr></table> （重度者の割合）<table><tr><td>①</td><td>前3月間の入所者等の総数</td><td>人</td></tr><tr><td>②</td><td>①のうち、喀痰吸引を実施した入所者等の総数（注2・3）</td><td>人</td></tr><tr><td>③</td><td>①のうち、経管栄養を実施した入所者等の総数（注2・4）</td><td>人</td></tr><tr><td>④</td><td>②と③の和</td><td>人</td></tr><tr><td>⑤</td><td>①に占める④の割合（注6）</td><td>%</td></tr></table> 「医療処置の実施状況」における③の割合が20%以上、⑤の割合が25%以上、「重度者の割合」における⑤の割合が15%以上のいずれかを満たす		①	前3月間の入所者等の総数	人	②	①のうち、日常生活自立度のランクMに該当する入所者等	人	③	①に占める②の割合（注4）	%	④	①のうち、日常生活自立度のランクⅣ又はMに該当する入所者及び利用者	人	⑤	①に占める④の割合（注5）	%	①	前3月間の入所者等の総数	人	②	①のうち、喀痰吸引を実施した入所者等の総数（注2・3）	人	③	①のうち、経管栄養を実施した入所者等の総数（注2・4）	人	④	②と③の和	人	⑤	①に占める④の割合（注6）	%	有 ・ 無 ☐ ・ ☐ →
①	前3月間の入所者等の総数	人																														
②	①のうち、日常生活自立度のランクMに該当する入所者等	人																														
③	①に占める②の割合（注4）	%																														
④	①のうち、日常生活自立度のランクⅣ又はMに該当する入所者及び利用者	人																														
⑤	①に占める④の割合（注5）	%																														
①	前3月間の入所者等の総数	人																														
②	①のうち、喀痰吸引を実施した入所者等の総数（注2・3）	人																														
③	①のうち、経管栄養を実施した入所者等の総数（注2・4）	人																														
④	②と③の和	人																														
⑤	①に占める④の割合（注6）	%																														
ターミナルケアの実施体制		有 ・ 無 ☐ ・ ☐																														

注1：②及び③のうち複数に該当する者については、各々該当する数字の欄の人数に含めること。

注2：過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者（入所期間が1年以上である入所者にあつては、当該入所期間中（入所時を含む。）に喀痰吸引が実施されていた者）であつて、口腔衛生管理加算を算定されている者又は平成27年度から令和2年度の口腔衛生管理体制加算の算定要件を満たしている者(平成26年度以前においては、口腔機能維持管理加算又は口腔機能維持管理体制加算を算定されていた者及び平成27年度から令和2年度においては口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されていた者)を含む。

注3：過去1年間に経管栄養が実施されていた者（入所期間が1年以上である入所者にあつては、当該入所期間中（入所時を含む。）に経管栄養が実施されていた者）であつて、経口維持加算を算定しているもの又は管理栄養士が栄養ケア・マネジメントを実施する者（令和2年度以前においては、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されていた者）を含む。

注4：小規模介護医療院の場合は、①に占める②の割合と、19を当該小規模介護医療院におけるⅡ型療養床数で除した数との積を記入すること。

注5：小規模介護医療院の場合は、①に占める④の割合と、19を当該小規模介護医療院におけるⅡ型療養床数で除した数との積を記入すること。

注6：小規模介護医療院の場合は、①に占める④の割合と、19を当該小規模介護医療院におけるⅡ型療養床数で除した数との積を記入すること。

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

介護医療院における重度認知症疾患療養体制加算に係る届出書

1 事業所名			
2 異動区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了
3 届出項目	☐ 1 重度認知症疾患療養体制加算（Ⅰ）	☐ 2 重度認知症疾患療養体制加算（Ⅱ）	

4 重度認知症疾患療養体制加算（Ⅰ）に係る届出

① 体制	① 看護職員の数が、常勤換算方法で、4：1以上であること（注1）		→ 1人以上	有	・	無			
	② 専任の精神保健福祉士の数（注2）			人	☐	・	☐		
	③ 専任の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数			人	☐	・	☐		
② 入所者の状況	① 当該介護医療院における入所者等の数		人	→ 100%	有	・	無		
	② ①のうち、認知症の者の数（注3）		人		☐	・	☐		
	③ ①に占める②の割合		%		☐	・	☐		
	④ 前3月における認知症の者の延入所者数（注3）		人	→ 50%以上	☐	・	☐		
	⑤ 前3月における認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢb以上に該当する者の延入所者数		人						
	⑥ ④に占める⑤の割合		%						
③ 連携状況	連携する精神科病院の名称			有	・	無			
				☐	・	☐			
④ 身体拘束廃止未実施減算			前々々月末	前々月末	前月末	→ 全て「無」の場合、右の「有」を「■」にしてください。	有	・	無
	① 前3月間における身体拘束廃止未実施減算の算定実績	有・無	有・無	有・無					
		☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐					

5 重度認知症疾患療養体制加算（Ⅱ）に係る届出

① 体制	① 看護職員の数が、常勤換算方法で、4：1以上であること		→ 1人以上	有	・	無			
	② 専従の精神保健福祉士の数（注2）			人	☐	・	☐		
	③ 専従の作業療法士の総数			人	☐	・	☐		
② 床面積60m ² 以上の生活機能回復訓練室の有無（注4）				有	・	無			
				☐	・	☐			
③ 入所者の状況	① 当該介護医療院における入所者等の総数		人	→ 100%	有	・	無		
	② ①のうち、認知症の者の数（注3）		人		☐	・	☐		
	③ ①に占める②の割合		%		☐	・	☐		
	④ 前3月における認知症の者の延入所者数（注3）		人	→ 50%以上	☐	・	☐		
	⑤ 前3月における認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅣ以上に該当する者の延入所者数		人						
	⑥ ④に占める⑤の割合		%						
④ 連携状況	連携する精神科病院の名称			有	・	無			
				☐	・	☐			
⑤ 身体拘束廃止未実施減算			前々々月末	前々月末	前月末	→ 全て「無」の場合、右の「有」を「■」にしてください。	有	・	無
	① 前3月間における身体拘束廃止未実施減算の算定実績	有・無	有・無	有・無					
		☐ ☐	☐ ☐	☐ ☐					

注1：看護職員の数については、当該介護医療院における入所者等の数を4をもって除した数（その数が1に満たないときは、1とし、その数に1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から当該介護医療院における入所者等の数を6をもって除した数（その数が1に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。

注2：精神保健福祉士とは、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第二条に規定する精神保健福祉士又はこれに準ずる者をいう。

注3：認知症と確定診断されていること。ただし、入所者については、入所後3か月間に限り、認知症の確定診断を行うまでの間はMMS E（Mini Mental State Examination）において23点以下の者又はHDS-R（改訂長谷川式簡易知能評価スケール）において20点以下の者を含むものとする。短期入所療養介護の利用者については、認知症と確定診断を受けた者に限る。

注4：生活機能回復訓練室については、機能訓練室、談話室、食堂及びレクリエーション・ルーム等と区画せず、1つのオープンスペースとすることは差し支えない。また、入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障を来さない場合は、他の施設と兼用して差し支えない。

入居継続支援加算に係る届出書

1 事業所名	
2 異動区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
3 施設種別	☐ 1 特定施設入居者生活介護 ☐ 2 地域密着型特定施設入居者生活介護
4 届出区分	☐ 1 入居継続支援加算（Ⅰ） ☐ 2 入居継続支援加算（Ⅱ）

4 入居継続支援加算（Ⅰ）に係る届出			
入居者の状況 及び介護福祉士 の状況	入居者の状況		
	① 入居者（要介護）総数	人	有 ・ 無
	② ①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数	人	①に占める②の割合が15%以上 □ ・ □
	又は		
	③ ①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者及び「尿道カテーテル留置を実施している状態」、「在宅酸素療法を実施している状態」、「インスリン注射を実施している状態」のいずれかに該当する者の数	人	①に占める③の割合が15%以上 □ ・ □
	看護職員の状況		有 ・ 無
	④ 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めている。	□ ・ □	※④は、③が「有」に該当する場合のみ届け出ること。
介護福祉士の割合			有 ・ 無
⑤ 介護福祉士数	常勤換算	人	介護福祉士数：入所者数が1：6以上 □ ・ □
事業所の状況			有 ・ 無
	⑥ 人員基準欠如に該当していない。	□ ・ □	
5 入居継続支援加算（Ⅱ）に係る届出			
入居者の状況 及び介護福祉士 の状況	入居者の状況		
	① 入居者（要介護）総数	人	有 ・ 無
	② ①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数	人	①に占める②の割合が5%以上 □ ・ □
	又は		
	③ ①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者及び「尿道カテーテル留置を実施している状態」、「在宅酸素療法を実施している状態」、「インスリン注射を実施している状態」のいずれかに該当する者の数	人	①に占める③の割合が5%以上 □ ・ □
	看護職員の状況		有 ・ 無
	④ 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めている。	□ ・ □	※④は、③が「有」の場合に届け出ること。
介護福祉士の割合			有 ・ 無
⑤ 介護福祉士数	常勤換算	人	介護福祉士数：入所者数が1：6以上 □ ・ □
事業所の状況			有 ・ 無
	⑥ 人員基準欠如に該当していない。	□ ・ □	

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出してください。

テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書

1 事業所名									
2 異動区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了								
3 施設種別	☐ 1 特定施設入居者生活介護 ☐ 2 地域密着型特定施設入居者生活介護								
4 届出区分	☐ 1 入居継続支援加算（Ⅰ） ☐ 2 入居継続支援加算（Ⅱ）								
5-1 入居継続支援加算（Ⅰ）に係る届出									
入居者の状況 及び介護福祉士 の状況	入居者の状況		有 ・ 無						
	① 入居者（要介護）総数	人							
	② ①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数	人 → ①に占める②の割合が15%以上							
	又は								
	③ ①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者及び「尿道カテーテル留置を実施している状態」、「在宅酸素療法を実施している状態」、「インスリン注射を実施している状態」のいずれかに該当する者の数	人 → ①に占める③の割合が15%以上							
	看護職員の状況								
④ 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めている。 ※④は、③が「有」の場合に届け出ること。		有 ・ 無 □ ・ □							
介護福祉士の割合		有 ・ 無 □ ・ □							
⑤ 介護福祉士数 常勤換算 人 → 介護福祉士数：入所者数が1：7以上		有 ・ 無 □ ・ □							
事業所の状況		有 ・ 無 □ ・ □							
⑥ 人員基準欠如に該当していない。		有 ・ 無 □ ・ □							
5-2 入居継続支援加算（Ⅱ）に係る届出									
入居者の状況 及び介護福祉士 の状況	入居者の状況		有 ・ 無						
	① 入居者（要介護）総数	人							
	② ①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数	人 → ①に占める②の割合が5%以上							
	又は								
	③ ①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者及び「尿道カテーテル留置を実施している状態」、「在宅酸素療法を実施している状態」、「インスリン注射を実施している状態」のいずれかに該当する者の数	人 → ①に占める③の割合が5%以上							
	看護職員の状況								
④ 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めている。 ※④は、③が「有」の場合に届け出ること。		有 ・ 無 □ ・ □							
介護福祉士の割合		有 ・ 無 □ ・ □							
⑤ 介護福祉士数 常勤換算 人 → 介護福祉士数：入所者数が1：7以上		有 ・ 無 □ ・ □							
事業所の状況		有 ・ 無 □ ・ □							
⑥ 人員基準欠如に該当していない。		有 ・ 無 □ ・ □							
5 テクノロジーの使用 状況	以下の①から④の取組をすべて実施していること。		有 ・ 無						
	① テクノロジーを搭載した機器について、少なくとも以下のi～iiiの項目の機器を使用								
	i 入所者全員に見守り機器を使用								
	ii 職員全員がインカムを使用								
	iii 介護記録ソフト、スマートフォン等のICTを使用								
	iv 移乗支援機器を使用								
	(導入機器)								
	<table border="1"> <tr> <th>名 称</th> <th></th> </tr> <tr> <td>製造事業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用 途</td> <td></td> </tr> </table>			名 称		製造事業者		用 途	
	名 称								
	製造事業者								
用 途									
② 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担の軽減を図るため、以下のすべての項目について、テクノロジー導入後、少なくとも3か月以上実施									
i 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に									
ii 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件へ									
iii 機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む）									
iv 職員に対するテクノロジー活用に関する教育									
③ ②のiの委員会や安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認									
④ ケアのアセスメント評価や人員体制の見直しをPDCAサイクルによって継続して実施									

備考1 要件を満たすことが分かる議事概要を提出すること。このほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 5②iの委員会には、介護福祉士をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画すること。

夜間看護体制加算に係る届出書

1. 事業所名			
2. 異動区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了
3. 施設種別	☐ 1 特定施設入居者生活介護 ☐ 2 地域密着型特定施設入居者生活介護		
4. 届出項目	☐ 1 夜間看護体制加算（Ⅰ） ☐ 2 夜間看護体制加算（Ⅱ）		
5. 夜間看護体制加算（Ⅰ）に係る届出内容			
看護職員の状況			
保健師	常勤	人	
看護師	常勤	人	
准看護師	常勤	人	
当該加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員 の数が一名以上である。			有 ・ 無 ☐ ・ ☐
必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している。			☐ ・ ☐
重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利 用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得 ている。			☐ ・ ☐
6. 夜間看護体制加算（Ⅱ）に係る届出内容			
看護職員の状況			
保健師	常勤	人	
看護師	常勤	人	
准看護師	常勤	人	
24時間常時連絡できる体制を整備している。			有 ・ 無 ☐ ・ ☐
必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している。			☐ ・ ☐
重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利 用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得 ている。			☐ ・ ☐

看取り介護体制に係る届出書

事業所名			
異動等区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了
施設種別	☐ 1 介護老人福祉施設 ☐ 2 地域密着型介護老人福祉施設		

看取り介護体制に関する届出内容

看護職員の状況

看護師	常勤	人
-----	----	---

連携する病院・診療所・訪問看護ステーション

病院・診療所・訪問看護ステーション名	事業所番号

	有 ・ 無
① 24時間常時連絡できる体制を整備している。	☐ ・ ☐
② 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に説明し、同意を得る体制を整備している。	☐ ・ ☐
③ 医師、看護職員、生活相談員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行う体制を整備している。	☐ ・ ☐
④ 看取りに関する職員研修を行う体制を整備している。	☐ ・ ☐
⑤ 看取りを行う際の個室又は静養室の利用が可能となる体制を整備している。	☐ ・ ☐
⑥ 配置医師緊急時対応加算の算定体制の届出をしている。	☐ ・ ☐
⑦ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行っている。	☐ ・ ☐

(別紙34-2)

看取り介護体制に係る届出書

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
施設種別	☐ 1 特定施設入居者生活介護 ☐ 2 地域密着型特定施設入居者生活介護

1 看取り介護体制に関する届出内容（看取り介護加算（Ⅰ）（Ⅱ）共通）

看護職員の状況

看護師	常勤	人
-----	----	---

連携する病院・診療所・訪問看護ステーション

病院・診療所・訪問看護ステーション名	事業所番号

	有 ・ 無
① 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に説明し、同意を得る体制を整備している。	☐ ・ ☐
② 医師、看護職員、生活相談員、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者による協議の上、施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行う体制を整備している。	☐ ・ ☐
③ 看取りに関する職員研修を行う体制を整備している。	☐ ・ ☐
④ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行っている。	☐ ・ ☐
⑤ 夜間看護体制加算の届出をしている。	☐ ・ ☐

高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書

1 事業所名	
2 異動区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
3 施設種別	☐ 1 (介護予防) 特定施設入居者生活介護 ☐ 2 地域密着型特定施設入居者生活介護 ☐ 3 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ☐ 4 介護老人福祉施設 ☐ 5 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ☐ 6 介護老人保健施設 ☐ 7 介護医療院
4 届出項目	☐ 1 高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ) ☐ 2 高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)

5 高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ) に係る届出	
連携している第二種協定指定医療機関	
医療機関名	医療機関コード
院内感染対策の研修または訓練を行った医療機関または地域の医師会	
医療機関名 (※1)	医療機関コード
医療機関が届け出ている診療報酬	☐ 1 感染対策向上加算 1 ☐ 2 感染対策向上加算 2 ☐ 3 感染対策向上加算 3 ☐ 4 外来感染対策向上加算
地域の医師会の名称 (※1)	
院内感染対策に関する研修 又は訓練に参加した日時	年 月 日

6 高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ) に係る届出	
施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を行った医療機関の名称	
医療機関名	医療機関コード
医療機関が届け出ている診療報酬	☐ 1 感染対策向上加算 1 ☐ 2 感染対策向上加算 2 ☐ 3 感染対策向上加算 3
実地指導を受けた日時	年 月 日

備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ) で実地指導を行う医療機関等は、診療報酬の感染対策向上加算に係る届出を行っている必要がある。

備考3 高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ) 及び (Ⅱ) は併算定が可能である。

備考4 「院内感染対策の研修または訓練を行った医療機関または地域の医師会」については、医療機関名又は地域の医師会の名称のいずれかを記載してください。医療機関名を記載する場合には、当該医療機関が届け出ている診療報酬の種類を併せて記載してください。

(※1) 研修若しくは訓練を行った医療機関又は地域の医師会のいずれかを記載してください。

特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書
(居宅介護支援事業所)

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
届出項目	☐ 1 特定事業所加算(Ⅰ) ☐ 2 特定事業所加算(Ⅱ) ☐ 3 特定事業所加算(Ⅲ) ☐ 4 特定事業所医療介護連携加算 ☐ 5 ターミナルケアマネジメント加算

1. 特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)に係る届出内容 (1) 主任介護支援専門員の配置状況 <table border="1"> <tr> <td>主任介護支援専門員</td> <td>常勤専従</td> <td>人</td> </tr> </table> (2) 介護支援専門員の配置状況 <table border="1"> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td>常勤専従</td> <td>人</td> </tr> </table> (3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。 (4) 24時間常時連絡できる体制を整備している。 (5) 利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が40%以上 (6) 介護支援専門員に対し、計画的に、研修を実施している。 (7) 地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。 (8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。 (9) 特定事業所集中減算の適用の有無 (10) 介護支援専門員1人当たり(常勤換算方法による)の担当件数について ①居宅介護支援費(Ⅰ)を算定している場合 45件以上の有無 ②居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合 50件以上の有無 (11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保の有無 (12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。 (13) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。	主任介護支援専門員	常勤専従	人	介護支援専門員	常勤専従	人	有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐
主任介護支援専門員	常勤専従	人					
介護支援専門員	常勤専従	人					
2. 特定事業所医療介護連携加算に係る届出内容 (1) 退院・退所加算の算定に係る病院又は診療所等との連携回数の合計が年間35回以上である。 (2) ターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上算定している。 ※ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、令和6年3月における算定回数に3を乗じた数に令和6年4月から令和7年2月までの間における算定回数を加えた数が15以上である場合に有にチェックすること。 (3) 特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定している。	有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐						
※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。							
3. ターミナルケアマネジメント加算に係る届出内容 (1) ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備している。	有 ・ 無 ☐ ・ ☐						

特定事業所加算(A)に係る届出書（居宅介護支援事業所）

事業所名			
連携先事業所名			
異動等区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了

特定事業所加算(A)に係る届出内容 (1) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置している。 (2) 介護支援専門員の配置状況 <table border="1" data-bbox="237 712 874 795"> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td>常勤専従</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td>非常勤</td> <td>人</td> </tr> </table> (3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催している。 (4) 24時間常時連絡できる体制を整備している。（連携可） (5) 介護支援専門員に対し、計画的に、研修を実施している。（連携可） (6) 地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。 (7) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。 (8) 特定事業所集中減算の適用の有無 (9) 介護支援専門員1人当たり（常勤換算方法による）の担当件数について ①居宅介護支援費(Ⅰ)を算定している場合 45件以上の有無 ②居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合 50件以上の有無 (10) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保の有無（連携可） (11) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。（連携可） (12) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している	介護支援専門員	常勤専従	人	介護支援専門員	非常勤	人	有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐
介護支援専門員	常勤専従	人					
介護支援専門員	非常勤	人					

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

日常生活継続支援加算に関する届出書
(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設)

1 事業所名			
2 異動区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了
3 施設種別	☐ 1 介護老人福祉施設 ☐ 2 地域密着型介護老人福祉施設		
4 届出項目	☐ 1 日常生活継続支援加算（Ⅰ） ☐ 2 日常生活継続支援加算（Ⅱ）		

5 入所者の 状況及び介護 福祉士の状況	入所者の状況 (下表については①を記載した場合は②若しくは③のいずれかを、④を記載した場合は⑤を必ず記載すること。)			有 ・ 無	
	①	前6月又は前12月の新規新規入所者の総数	人		①に占める ②の割合が 70%以上 ①に占める ③の割合が 65%以上
	②	①のうち入所した日の要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の数	人		
	③	①のうち入所した日の日常生活自立度がランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者の数	人		
	④	入所者総数	人		
	⑤	①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数	人		
	介護福祉士の割合				介護福祉士 数：入所者 数が1：6 以上
	介護福祉士数	常勤換算	人		
			☐ ☐		

備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出してください。

備考2 ①で前6月（前12月）の新規入所者の総数を用いる場合、②及び③については、当該前6月（前12月）の新規入所者の総数に占めるそれぞれの要件に該当する者の数を記載してください。

テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書

1 事業所名	
2 異動区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
3 施設種別	☐ 1 介護老人福祉施設 ☐ 2 地域密着型介護老人福祉施設
4 届出項目	☐ 1 日常生活継続支援加算（Ⅰ） ☐ 2 日常生活継続支援加算（Ⅱ）

5 入所者の 状況及び介護 福祉士の状況	入所者の状況 (下表については①を記載した場合は②若しくは③のいずれかを、④を記載した場合は⑤を必ず記載すること。)			有 ・ 無	
	①	前6月又は前12月の新規新規入所者の総数	人		
	②	①のうち入所した日の要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の数	人	→ ①に占める②の割合が70%以上	☐ ・ ☐
	③	①のうち入所した日の日常生活自立度がランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者の数	人	→ ①に占める③の割合が65%以上	☐ ・ ☐
	④	入所者総数	人		
	⑤	①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数	人	→ ④に占める⑤の割合が15%以上	☐ ・ ☐
	介護福祉士の割合				
	介護福祉士数	常勤換算	人	→ 介護福祉士数：入所者数が1：7以上	☐ ・ ☐
6 テクノ ロジーの使用 状況	以下の①から④の取組をすべて実施していること。				有 ・ 無
	① テクノロジーを搭載した機器について、少なくとも以下のⅰ～ⅲの項目の機器を使用				
	ⅰ 入所者全員に見守り機器を使用				☐ ・ ☐
	ⅱ 職員全員がインカムを使用				☐ ・ ☐
	ⅲ 介護記録ソフト、スマートフォン等のICTを使用				☐ ・ ☐
	ⅳ 移乗支援機器を使用				☐ ・ ☐
	(導入機器)				
	名 称				
	製造事業者				
	用 途				
② 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担の軽減を図るため、以下のすべての項目について、テクノロジー導入後、少なくとも3か月以上実施					
ⅰ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置				☐ ・ ☐	
ⅱ 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮				☐ ・ ☐	
ⅲ 機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む）				☐ ・ ☐	
ⅳ 職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施				☐ ・ ☐	
③ ②のⅰの委員会で安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認				☐ ・ ☐	
④ ケアのアセスメント評価や人員体制の見直しをPDCAサイクルによって継続して実施				☐ ・ ☐	

備考1 要件を満たすことが分かる議事概要を提出すること。このほか要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 5①で前6月（前12月）の新規入所者の総数を用いる場合、②及び③については、当該前6月（前12月）の新規入所者の総数に占めるそれぞれの要件に該当する者の数を記載すること。

備考3 6②ⅰの委員会には、介護福祉士をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画すること。

栄養マネジメント体制に関する届出書

1 事業所名																									
2 異動区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了																						
3 施設種別	☐ 1 介護老人福祉施設 ☐ 2 介護老人保健施設 ☐ 3 地域密着型介護老人福祉施設 ☐ 4 介護医療院																								
4 栄養マネジメントの状況	1. 基本サービス（栄養ケア・マネジメントの実施） 栄養マネジメントに関わる者（注） <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>氏 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>医 師</td><td></td></tr> <tr><td>歯科医師</td><td></td></tr> <tr><td>管 理 栄 養 士</td><td></td></tr> <tr><td>看 護 師</td><td></td></tr> <tr><td>介護支援専門員</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 2. 栄養マネジメント強化加算 <table border="1"> <tr> <td>a. 入所者数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>b. 栄養マネジメントを実施している管理栄養士の総数（常勤換算）</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>c. 給食管理を行っている常勤栄養士（b. の管理栄養士は含まない）</td> <td>人</td> </tr> </table> 入所者数を50で除した数以上 （給食管理を行う常勤栄養士が1名以上配置されている場合）70で除した数以上			職 種	氏 名	医 師		歯科医師		管 理 栄 養 士		看 護 師		介護支援専門員						a. 入所者数	人	b. 栄養マネジメントを実施している管理栄養士の総数（常勤換算）	人	c. 給食管理を行っている常勤栄養士（b. の管理栄養士は含まない）	人
職 種	氏 名																								
医 師																									
歯科医師																									
管 理 栄 養 士																									
看 護 師																									
介護支援専門員																									
a. 入所者数	人																								
b. 栄養マネジメントを実施している管理栄養士の総数（常勤換算）	人																								
c. 給食管理を行っている常勤栄養士（b. の管理栄養士は含まない）	人																								

注 「栄養マネジメントに関わる者」には、共同で栄養ケア計画を作成している者の職種及び氏名を記入してください。

※ 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出してください。

(別紙39)

配置医師緊急時対応加算に係る届出書

事業所名		
異動等区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更
	☐ 3 終了	
施設種別	☐ 1 介護老人福祉施設	☐ 2 地域密着型介護老人福祉施設

配置医師緊急時対応加算に関する届出内容

配置医師名

連携する協力医療機関

協力医療機関名	医療機関コード						

	有	・	無
① 看護体制加算（Ⅱ）を算定している。	☐	・	☐
② 入所者に対する注意事項や病状等の情報共有並びに、曜日や時間帯ごとの配置医師又は協力医療機関との連絡方法や診察を依頼するタイミング等について、配置医師又は協力医療機関と施設の間で具体的な取り決めがなされている。	☐	・	☐
③ 複数名の配置医師を置いている、若しくは配置医と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応できる体制を確保している。	☐	・	☐
④ ②及び③の内容について届出を行っている。	☐	・	☐

備考1 配置医師については、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発0331002）別紙様式「特別養護老人ホーム等の施設の状況及び配置医師等について」に記載された配置医師を記載してください。

備考2 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

認知症チームケア推進加算に係る届出書

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
施設種別	☐ 1 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ☐ 2 介護老人福祉施設 ☐ 3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ☐ 4 介護老人保健施設 ☐ 5 介護医療院
届出項目	☐ 1 認知症チームケア推進加算 (Ⅰ) ☐ 2 認知症チームケア推進加算 (Ⅱ)

	有 ・ 無										
1. 認知症チームケア推進加算 (Ⅰ) に係る届出内容 (1) 利用者又は入所者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の割合が50%以上である <table border="1"> <tr> <td>① 利用者又は入所者の総数 注</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>② 日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>③ ②÷①×100</td> <td>%</td> </tr> </table> 注 届出日の属する月の前3月の各月末時点の利用者又は入所者の数の平均で算定。 (2) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防に資するケアプログラムを含んだ研修を修了している者を必要数以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる <table border="1"> <tr> <td>認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防に資するケアプログラムを含んだ研修を修了している者の数</td> <td>人</td> </tr> </table> (3) 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施している (4) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っている 2. 認知症チームケア推進加算 (Ⅱ) に係る届出内容 (1) 認知症チームケア推進加算 (Ⅰ) の (1)、(3)、(4) に該当している ※認知症チームケア推進加算 (Ⅰ) に係る届出内容 (1)、(3)、(4) も記入すること。 (2) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を必要数以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる <table border="1"> <tr> <td>認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者の数</td> <td>人</td> </tr> </table>	① 利用者又は入所者の総数 注	人	② 日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数	人	③ ②÷①×100	%	認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防に資するケアプログラムを含んだ研修を修了している者の数	人	認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者の数	人	☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐
① 利用者又は入所者の総数 注	人										
② 日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者の数	人										
③ ②÷①×100	%										
認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防に資するケアプログラムを含んだ研修を修了している者の数	人										
認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者の数	人										

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

(別紙41)

褥瘡マネジメント加算に関する届出書

1 事業所名																					
2 異動区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了																				
3 施設種別	☐ 1 介護老人福祉施設 ☐ 2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ☐ 3 介護老人保健施設 ☐ 4 看護小規模多機能型居宅介護																				
4 褥瘡マネジメントの状況	褥瘡マネジメントに関わる者 <table border="1"><thead><tr><th>職 種</th><th>氏 名</th></tr></thead><tbody><tr><td>医 師</td><td></td></tr><tr><td>歯科医師</td><td></td></tr><tr><td>看 護 師</td><td></td></tr><tr><td>管 理 栄 養 士</td><td></td></tr><tr><td>介護支援専門員</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table>	職 種	氏 名	医 師		歯科医師		看 護 師		管 理 栄 養 士		介護支援専門員									
職 種	氏 名																				
医 師																					
歯科医師																					
看 護 師																					
管 理 栄 養 士																					
介護支援専門員																					

※ 「褥瘡マネジメントに関わる者」には、共同で褥瘡ケア計画を作成している者の職種及び氏名を記入してください。

総合マネジメント体制強化加算に係る届出書

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
施設等の区分	☐ 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ☐ 2 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所 ☐ 3 看護小規模多機能型居宅介護事業所
届出項目	☐ 1 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) ☐ 2 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)

1 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)に係る体制の届出内容

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護		有・無
①	利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っている。	☐ ・ ☐
②	地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が提供することのできる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的な内容に関する情報提供を行っている。	☐ ・ ☐
③	日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。	☐ ・ ☐
④	地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っている。	☐ ・ ☐
⑤ 事業所の特性に応じて1つ以上実施している	障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っている。	☐ ・ ☐
	地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施している。	
	市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加している。	
	地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っている。	
○(介護予防) 小規模多機能型居宅介護		
①	利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っている。	☐ ・ ☐
②	利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加している。	☐ ・ ☐
③	日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。	☐ ・ ☐
④	必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。	☐ ・ ☐
⑤ 事業所の特性に応じて1つ以上実施している	地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っている。	☐ ・ ☐
	障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっている。	
	地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施している。	
	市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加している。	
○看護小規模多機能型居宅介護		
①	利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、看護小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っている。	☐ ・ ☐
②	地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供することのできる指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的な内容に関する情報提供を行っている。	☐ ・ ☐
③	利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加している。	☐ ・ ☐
④	日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。	☐ ・ ☐
⑤	必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。	☐ ・ ☐
⑥ 事業所の特性に応じて1つ以上実施している	地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っている。	☐ ・ ☐
	障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっている。	
	地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施している。	
	市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加している。	

2 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)に係る体制の届出内容

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ※該当する要件は、「総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)に係る体制の届出内容」に記入すること。		有・無
①	総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)の基準の①～②のいずれにも該当している。	☐ ・ ☐
○看護小規模多機能型居宅介護 ※該当する要件は、「総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)に係る体制の届出内容」に記入すること。		
①	総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)の基準の①～③のいずれにも該当している。	☐ ・ ☐

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

(別紙43)

24時間通報対応加算に係る届出書（夜間対応型訪問介護事業所）

事業所名			
異動等区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了

24時間通報対応加算に係る届出内容	有	無
① 日中のオペレーションセンターサービスに必要な人員を確保している。	☐	☐
② 利用者の通報から緊急対応が必要と認められる場合に、連携する指定訪問介護事業所に速やかに連絡する体制を確保している。	☐	☐
③ 連携する全ての指定訪問介護事業所と利用者がサービスの利用に係る契約を締結している。	☐	☐
④ 連携する指定訪問介護事業所の具体的な対応体制について定期的に把握している。	☐	☐
⑤ 対象となる利用者の夜間の同居家族等の状況の把握に加え、日中における居宅サービス利用状況等を把握している。	☐	☐
⑥ 利用者からの通報について、通報日時、通報内容、具体的対応の内容について、記録を行う。	☐	☐

連携する指定訪問介護事業所

事業所名	
事業所名	
事業所名	
事業所名	

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）に係る届出書
（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
事業所等の区分	☐ 1 小規模多機能型居宅介護事業所 ☐ 2 看護小規模多機能型居宅介護事業所

	有 ・ 無																
1. 認知症加算（Ⅰ）に係る届出内容 (1) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数に応じて必要数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者の数 人 【参考】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数</th> <th>研修修了者の必要数</th> </tr> <tr><td>20人未満</td><td>1 以上</td></tr> <tr><td>20以上30未満</td><td>2 以上</td></tr> <tr><td>30以上40未満</td><td>3 以上</td></tr> <tr><td>40以上50未満</td><td>4 以上</td></tr> <tr><td>50以上60未満</td><td>5 以上</td></tr> <tr><td>60以上70未満</td><td>6 以上</td></tr> <tr><td>～</td><td>～</td></tr> </table>	日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数	研修修了者の必要数	20人未満	1 以上	20以上30未満	2 以上	30以上40未満	3 以上	40以上50未満	4 以上	50以上60未満	5 以上	60以上70未満	6 以上	～	～	☐ ・ ☐
日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の数	研修修了者の必要数																
20人未満	1 以上																
20以上30未満	2 以上																
30以上40未満	3 以上																
40以上50未満	4 以上																
50以上60未満	5 以上																
60以上70未満	6 以上																
～	～																
(2) 従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している (3) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施している (4) 事業所において介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している	☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐																
2. 認知症加算（Ⅱ）に係る届出内容 (1) 認知症加算（Ⅰ）の(1)・(2)の基準のいずれにも該当している ※認知症加算（Ⅰ）に係る届出内容(1)・(2)も記入すること。	☐ ・ ☐																

備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

備考2 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、認知症介護実践リーダー研修及び認知症看護に係る適切な研修を、「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、認知症介護指導者養成研修及び認知症看護に係る適切な研修を指す。

※認知症看護に係る適切な研修：①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修
②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」（認定証が発行されている者に限る）

備考3 認知症加算（Ⅰ）の算定にあつては、認知症介護実践リーダー研修と認知症介護指導者養成研修の両方を修了した者、又は認知症看護に係る適切な研修を修了した者を1名配置する場合、「認知症介護に係る専門的な研修」及び「認知症介護の指導に係る専門的な研修」の修了者をそれぞれ1名配置したことになる。

訪問体制強化加算に係る届出書

事業所名			
異動等区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了
施設等の区分	☐ 1 小規模多機能型居宅介護事業所 ☐ 2 看護小規模多機能型居宅介護事業所		

訪問体制強化加算に係る届出内容		有 ・ 無					
1 職員配置の状況	事業所が提供する訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置している。 ※ただし、看護小規模多機能型居宅介護の場合、看護サービスを除く。また、常勤の従業者については、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を除く。	☐ ・ ☐					
2 事業所の状況	事業所と同一建物に集合住宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅であって登録を受けたもの）を併設している。	☐ ・ ☐					
3 サービス提供の状況	(1) 事業所が同一建物に集合住宅を併設していない（2で無を選択した）場合 訪問回数が1月当たり延べ200回以上である。	☐ ・ ☐					
	(2) 事業所が同一建物に集合住宅を併設している（2で有を選択した）場合 ①に占める②の割合が50%以上	☐ ・ ☐					
	<table><tr><td>① 登録者の総数</td><td></td><td>人</td></tr><tr><td>② 同一建物居住者以外の者（（看護）小規模多機能型居宅介護費のイ(1)を算定する者）の数</td><td></td><td>人</td></tr></table> ②の者に対する訪問回数が1月当たり延べ200回以上である。	① 登録者の総数		人	② 同一建物居住者以外の者（（看護）小規模多機能型居宅介護費のイ(1)を算定する者）の数		人
① 登録者の総数		人					
② 同一建物居住者以外の者（（看護）小規模多機能型居宅介護費のイ(1)を算定する者）の数		人					

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

(別紙46)

夜間支援体制加算に係る届出書（（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所）

事業所名			
異動等区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了
届出項目	☐ 1 夜間支援体制加算（Ⅰ） ☐ 2 夜間支援体制加算（Ⅱ）		

1 夜間支援体制加算に係る届出内容

① 共同生活住居の数	ユニット	有 ・ 無
② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない。		☐ ・ ☐
③ 共同生活住居 1 ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて 1 の介護従業者を配置している。		☐ ・ ☐
④ ③へ加配をしている。		☐ ・ ☐

イ 常勤換算方法で 1 人以上の夜勤を行う介護従業者	
☐ 見守り機器等を導入した場合で 常勤換算方法で 0.9 人以上の夜勤を行う介護従業者 ※「2 見守り機器等を導入した場合の配置要件に該当する届出項目における必要事項」も記入すること。	
ハ 事業所内で宿直勤務に当たる者が 1 以上	

2 見守り機器等を導入した場合の配置要件に該当する届出項目における必要事項

① 利用者数 人 ② 見守り機器を導入して見守りを行っている対象者数 人 ③ ①に占める②の割合 % → 10%以上 ④ 導入機器 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">製造事業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">用 途</td> <td></td> </tr> </table> ⑤ 導入機器の継続的な使用（9週間以上） ⑥ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、必要な検討等が行われている。	名 称		製造事業者		用 途		有 ・ 無 ☐ ・ ☐ 有 ・ 無 ☐ ・ ☐ ☐ ・ ☐
名 称							
製造事業者							
用 途							

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

(別紙47)

看取り介護加算に係る届出書（認知症対応型共同生活介護事業所）

事業所名			
異動等区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了

看取り介護加算に係る届出内容	有 ・ 無
① 医療連携体制加算（Ⅰ）イ～（Ⅰ）ハのいずれかを算定している。	☐ ・ ☐
② 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に当該指針の内容を説明し、同意を得ている。	☐ ・ ☐
③ 看取りに関する指針について、医師、看護職員（※）、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、見直しを行う。	☐ ・ ☐
④ 看取りに関する職員研修を行っている。	☐ ・ ☐
⑤ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行っている。	☐ ・ ☐

※ 看護職員は事業所の職員又は当該事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションの職員に限る。

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

(別紙48)

医療連携体制加算（Ⅰ）に係る届出書（認知症対応型共同生活介護事業所）

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
届出項目	☐ 1 医療連携体制加算（Ⅰ）イ ☐ 2 医療連携体制加算（Ⅰ）ロ ☐ 3 医療連携体制加算（Ⅰ）ハ

○医療連携体制加算（Ⅰ）に係る届出内容

・医療連携体制加算（Ⅰ）イ～（Ⅰ）ハ共通

指針整備等の
状況

- ① 利用者が重度化した場合の対応に係る指針を定めている。
② ①で定めた指針の内容を、入居に際して利用者又はその家族等に説明し同意を得ている。

有 ・ 無

☐ ・ ☐

☐ ・ ☐

・医療連携体制加算（Ⅰ）イ

看護体制の
状況

- ① 事業所の職員として看護師を常勤換算方法で1名以上配置している。
② 事業所の職員である看護師又は病院等の看護師との連携により24時間連絡できる体制を確保している。

☐ ・ ☐

☐ ・ ☐

・医療連携体制加算（Ⅰ）ロ

看護体制の
状況

- ① 事業所の職員として看護職員を常勤換算方法で1名以上配置している。
② 事業所の職員である看護職員（※1）又は病院等の看護師との連携により24時間連絡できる体制を確保している。

☐ ・ ☐

☐ ・ ☐

・医療連携体制加算（Ⅰ）ハ

看護体制の
状況

- ① 事業所の職員として又は病院等（※2）との連携により、看護師を1名以上確保している。
② 看護師により24時間連絡できる体制を確保している。

☐ ・ ☐

☐ ・ ☐

※1 事業所の職員として配置している看護職員が准看護師のみである場合は、病院等の看護師により24時間連絡できる体制を確保することが必要。

※2 「病院等」は「病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーション」を指す。

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

(別紙48－2)

医療連携体制加算（Ⅱ）に係る届出書（認知症対応型共同生活介護事業所）

事業所名			
異動等区分	☐ 1 新規	☐ 2 変更	☐ 3 終了

医療連携体制加算（Ⅱ）に係る届出内容	有 ・ 無
① 医療連携体制加算（Ⅰ）イ～（Ⅰ）ハのいずれかを算定している。	☐ ・ ☐
② 算定日の属する月の前3月間において、下記いずれかに該当する状態の利用者が1人以上である。 （ア）喀痰吸引を実施している状態 （イ）呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 （ウ）中心静脈注射を実施している状態 （エ）人工腎臓を実施している状態 （オ）重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 （カ）人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態 （キ）経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 （ク）褥瘡に対する治療を実施している状態 （ケ）気管切開が行われている状態 （コ）留置カテーテルを使用している状態 （サ）インスリン注射を実施している状態	☐ ・ ☐

備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

(別紙49)

看護体制及びサテライト体制に係る届出書（看護小規模多機能型居宅介護事業所）

事業所名	
異動等区分	☐ 1 新規 ☐ 2 変更 ☐ 3 終了
届出項目	☐ 1 看護体制強化加算（Ⅰ） ☐ 2 看護体制強化加算（Ⅱ） ☐ 3 訪問看護体制減算 ☐ 4 サテライト体制未整備減算

○ 看護体制強化加算に係る届出内容

1 看護サービスの提供状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 80%以上	有 ・ 無 ☐ ・ ☐
	②	①のうち主治の医師の指示に基づき看護サービスを提供した実利用者数	人		
2 緊急時訪問看護加算の算定状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 50%以上	有 ・ 無 ☐ ・ ☐
	②	①のうち緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数	人		
3 特別管理加算の算定状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 20%以上	有 ・ 無 ☐ ・ ☐
	②	①のうち特別管理加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定した実利用者数	人		
4 ターミナルケア加算の算定状況	①	前12か月間のターミナルケア加算の算定人数	人	→ 1人以上	有 ・ 無 ☐ ・ ☐
5 登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出がなされている					有 ・ 無 ☐ ・ ☐

○ 訪問看護体制減算に係る届出内容

1 看護サービスの提供状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 30%未満	有 ・ 無 ☐ ・ ☐
	②	①のうち主治の医師の指示に基づき看護サービスを提供した実利用者数	人		
2 緊急時訪問看護加算の算定状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 30%未満	有 ・ 無 ☐ ・ ☐
	②	①のうち緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数	人		
3 特別管理加算の算定状況	①	前3か月間の実利用者の総数	人	→ ①に占める ②の割合が 5%未満	有 ・ 無 ☐ ・ ☐
	②	①のうち特別管理加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定した実利用者数	人		

○ サテライト体制未整備減算に係る届出内容

1 訪問看護体制減算の届出状況	①	サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所における訪問看護体制減算の届出	有 ・ 無 ☐ ・ ☐
	②	サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所における訪問看護体制減算の届出	☐ ・ ☐

(別紙50)

居宅介護支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録（保存用）

年 月サービス提供分

区 分	1 新規	2 継続	3 廃止
-----	------	------	------

1 主任介護支援専門員の状況 イ(1)・ロ(2)・ハ(2)関係

【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】

①主任介護支援専門員氏名	
①主任介護支援専門員研修	年 月 日
②主任介護支援専門員氏名	
②主任介護支援専門員研修	年 月 日

← 加算Ⅰの場合のみ2名必要
加算Ⅱ・Ⅲの場合、2人目は記入不要

2 介護支援専門員の状況 イ(2)・ハ(3)関係

【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】

介護支援 専門員数	人	内 訳	常 勤	専従	人	非常勤	専従	人
				兼務	人		兼務	人

※主任介護支援専門員を除く。
介護支援専門員の名簿（介護支援専門員の登録番号を記載したもの）を添付すること。

3 イ(3)関係

【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】

利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議をおおむね週1回以上開催している。	有	無
開催年月日		

※「有」の場合には、開催記録を添付すること。
議題については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する

4 イ(4)関係

【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】

24時間常時連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。	有	無
具体的な方法		

※「有」の場合には、具体的な体制を示した書類の添付でも可とする。

5 利用者の状況（報告月の状況）

(1) 要介護3～5の割合 イ(5)関係

【加算Ⅰ】

利用者数	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護3～5の割合
人	人	人	人	人	人	%

うち、支援困難者数 (人) (人) (人) (人) (人) (人)

* 地域包括支援センターから支援困難な利用者として紹介を受けた利用者の人数については、

(2) 介護支援専門員1人あたりの利用者数 イ(10)関係

【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】

利用者数(A)	人	介護支援専	人	1人あたり	人
---------	---	-------	---	-------	---

※利用者数(A)は、介護予防支援に係る利用者数に、3分の1を乗じた数を含む。

6 イ(6)関係

【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】

介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。	有	無
---------------------------	---	---

※「有」の場合には、研修の実施計画及び実施状況を示した書面を添付すること。

7 地域包括支援センター等との連携について イ(7)関係

【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】

(1) (地域包括支援センターから支援困難な利用者の紹介があった場合) 当該利用者には居宅介護支援の提供を開始した。	有	無
	開始件数	件
(2) 地域包括支援センターから支援困難な利用者の紹介があった場合には、引き受けられる体制を整えている。	有	無
	具体的な体制	

8 研修等の参加状況 イ(8)関係

家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、	有	無
---	---	---

9 減算の適用について イ(9)関係

【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】

特定事業所集中減算が適用されている。	有 ・ 無
--------------------	---

10 実習の受入れについて イ(11)関係【平成28年度から適用】

【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】

介護支援専門員実務研修の科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」に協力又	有 ・ 無
---	---

11 他法人の居宅介護支援事業者との連携について イ(12)関係

【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】

他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、 研修会等を実施した	有 ・ 無 実施年月日：
--	---

12 他法人の居宅介護支援事業者との連携について イ(13)関係

【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】

必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成した。	有 ・ 無
--	---